

令和2年1月20日

資料①

第2期
亀山市子ども・子育て支援事業計画
(パブリックコメント案)

令和2年1月
三重県亀山市

〔目次〕

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
第2章 本市の子ども・子育てに関わる状況	4
1. 本市の人口・世帯の状況	4
(1) 人口の推移	4
(2) 出生数の推移	6
(3) 子どもの人口の推移	7
(4) 世帯の推移	8
(5) 就労の状況	9
(6) 婚姻・出産の状況	10
2. アンケート調査からみる本市の子ども・子育ての状況	11
(1) 亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査	11
(2) 子どもの生活実態に関するアンケート調査	22
第3章 本市の子ども・子育て支援の取り組みの状況	30
1. 教育・保育事業	30
(1) 就学前の教育・保育事業	30
2. 地域子ども・子育て支援事業	34
第4章 計画の基本的な考え方	39
1. 基本理念	39
2. 基本的な視点	40
3. 基本目標	41
第5章 施策の展開	43
施策体系図	43
基本目標1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち	44
(1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化	44
(2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践	46
(3) 多様な保育サービスの提供	48
基本目標2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち	50
(1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進	50
(2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり	52
(3) 多様な主体が支える子育て支援の充実	54

基本目標3. 子どもを明るい未来へつなげるまち	56
(1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実	56
(2) 自立に向けた支援体制の充実と確保	58
(3) 自立した生活基盤づくりへの支援	60
基本目標4. 子育ての希望がかなうまち	62
(1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実	62
(2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援	64

第6章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容	66
1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	66
2. 必要利用数の見込みの算出方法	67
(1) 必要利用数の見込みの算出に関する考え方	67
(2) 算出プロセス	68
(3) 年齢別保育利用率	70
3. 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容	71
(1) 1号認定	71
(2) 2号認定	72
(3) 3号認定	73
4. 地域子ども・子育て支援事業	74
(1) 利用者支援事業	74
(2) 地域子育て支援拠点事業	75
(3) 妊婦健康診査事業	76
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	77
(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	78
(6) 子育て短期支援事業	79
(7) 子育て援助活動支援事業	80
(8) 一時預かり事業	81
(9) 延長保育事業(時間外保育事業)	82
(10) 病児保育事業	83
(11) 放課後児童健全育成事業	84
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	85

第7章 計画の推進体制	86
(1) 計画の推進体制	86

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、少子・高齢化の進展に伴い、人口減少社会へと本格的に突入しています。一方、本市においても、やや緩やかな傾向ではあるものの、人口は減少局面へ入り、中長期的な人口減少が進むと予想されています。

こうした中、平成15年の少子化社会対策基本法等に基づき、保育サービス等の充実や地域社会における子育て支援体制の整備等の総合的な施策が講じられてきました。しかしながら、平成24年には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援関連三法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「児童福祉法」の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が制定されるなど、子ども・子育て支援を支える新たな制度となる「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートしました。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すものとされており、子ども・子育て支援法において位置づけられた「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各市町が具体的な推進を図っています。

本市においても、平成26年度に「亀山市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、各施策の推進を図ってきたところですが、令和元年度に計画最終年度を迎えることとなります。そうしたことから、引き続き、計画的な子ども・子育て支援を推進していくため、「第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」を策定するものです。

【計画に関連する主な法律】

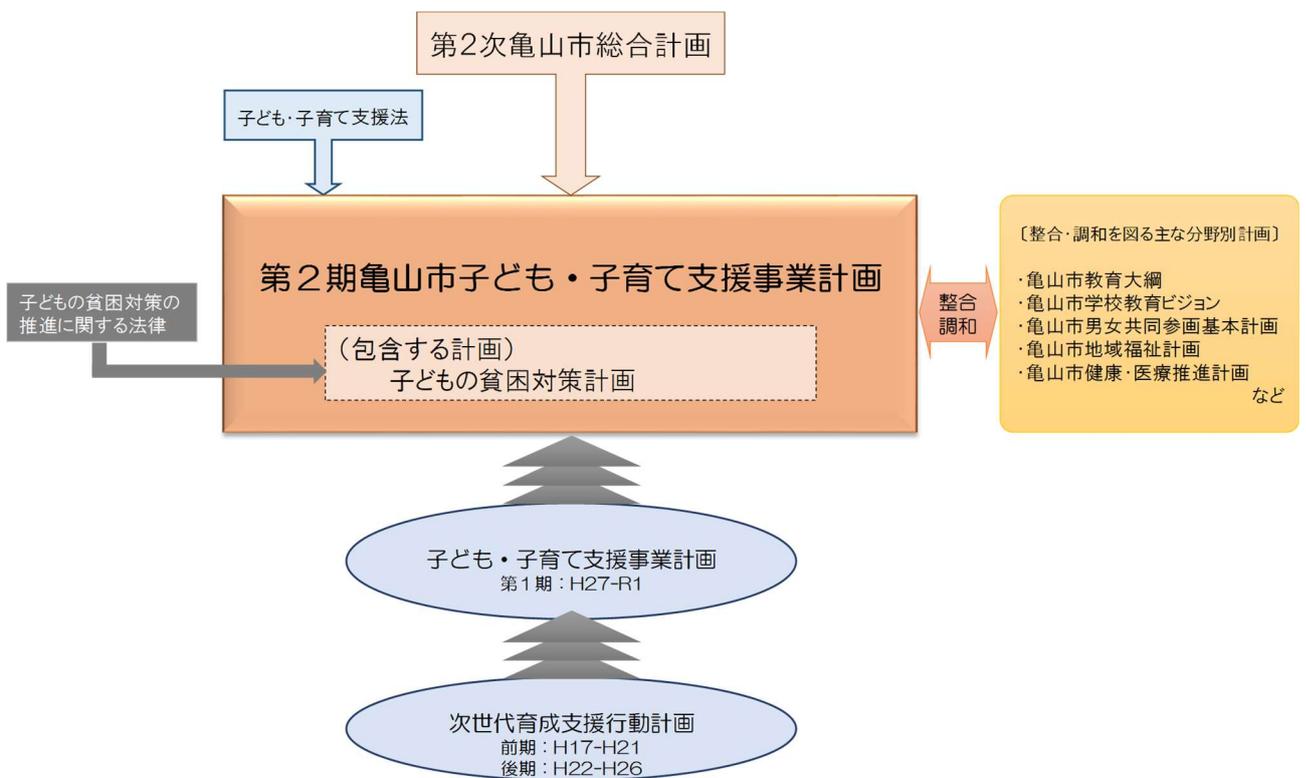
- ・子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）
- ・児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。策定にあたっては、「第1期計画」の評価や、平成31年1月に実施したアンケート調査結果を踏まえ、現在のニーズの動向等を的確に反映します。また、市の最上位計画である「第2次亀山市総合計画」を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。

なお、本計画においては、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」の内容を併せ持つものとして策定します。策定にあたっては、国の定める「子供の貧困対策に関する大綱」などとともに、平成31年1月に実施した子どもの生活実態に関する調査結果を踏まえ、困難を抱えている子どもやその世帯の課題等に対応する施策を反映します。

〔計画の位置付け等のイメージ〕



3. 計画の期間

計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、様々な状況の変化等により計画の見直しが必要となる場合には、適宜計画の見直しを行います。



第2章 本市の子ども・子育てに関わる状況

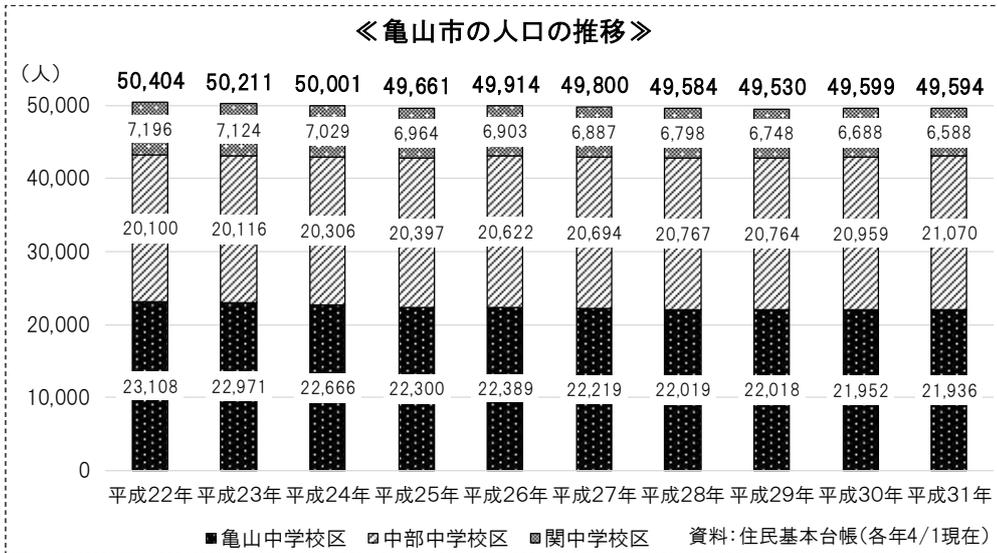
1. 本市の人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

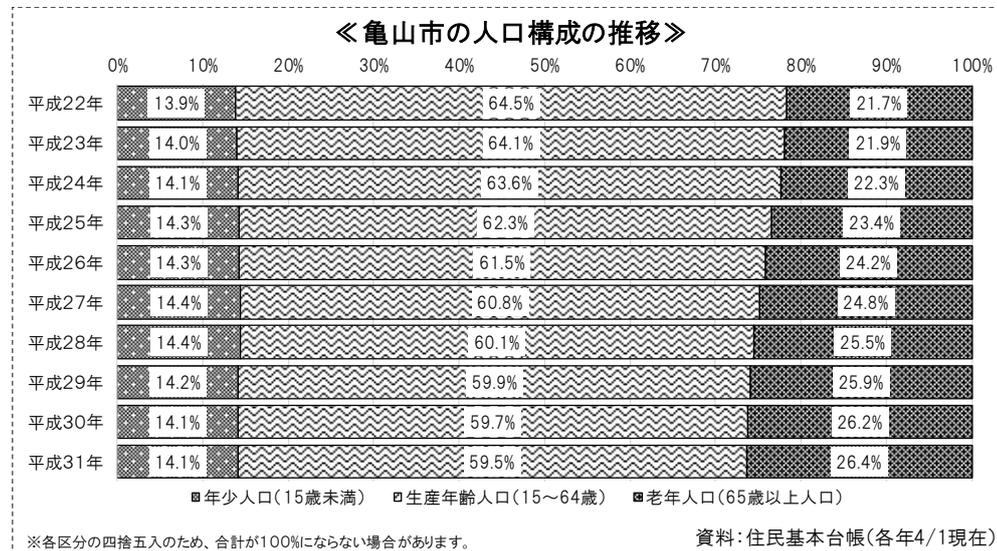
本市の総人口は、平成22年の50,404人以降、減少傾向が続いていますが、平成28年以降はほぼ横ばいでの推移となっています。

地区別の人口は、平成22年と平成31年の比較でみると、亀山中学校区は94.9%、関中学校区は91.6%と減少しているのに対し、中部中学校区は104.8%と増加傾向にあります。



② 年齢3区分別人口の推移

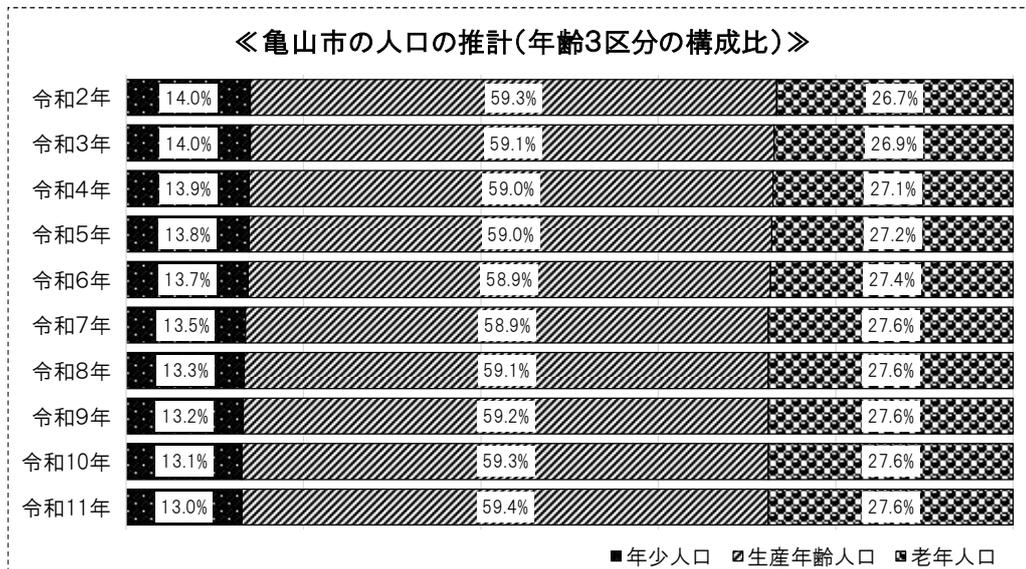
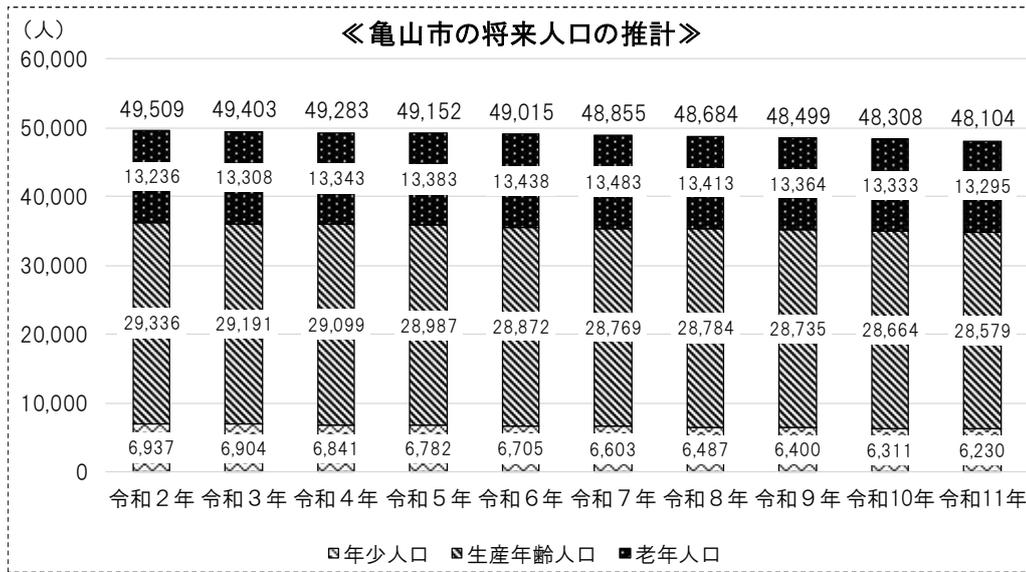
本市の年齢3区分別の人口構成の推移をみると、15歳未満の年少人口は約14%で推移し、大きな変化はありません。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成22年から平成31年まで毎年減少しており、64.5%から59.5%と5.0ポイント減となっています。一方、65歳以上の老年人口については、毎年増加が続いており、平成22年の21.7%から平成31年の26.4%と4.7ポイント増加しています。



②将来人口の推計

コーホート変化率法によって本市の将来人口を推計すると、令和2年以降もやや減少の傾向が続き、令和11年には令和2年の人口に対し97.2%まで減少することが予測されます。

また、年齢3区分別人口比率の推計をみると、過去10年と同様の傾向がみられますが、総人口の減少幅が約2.8%となるのに対し、年少人口はさらに大きく約10.2%の減少となるなど、少子化の進展が推計にも表れています。



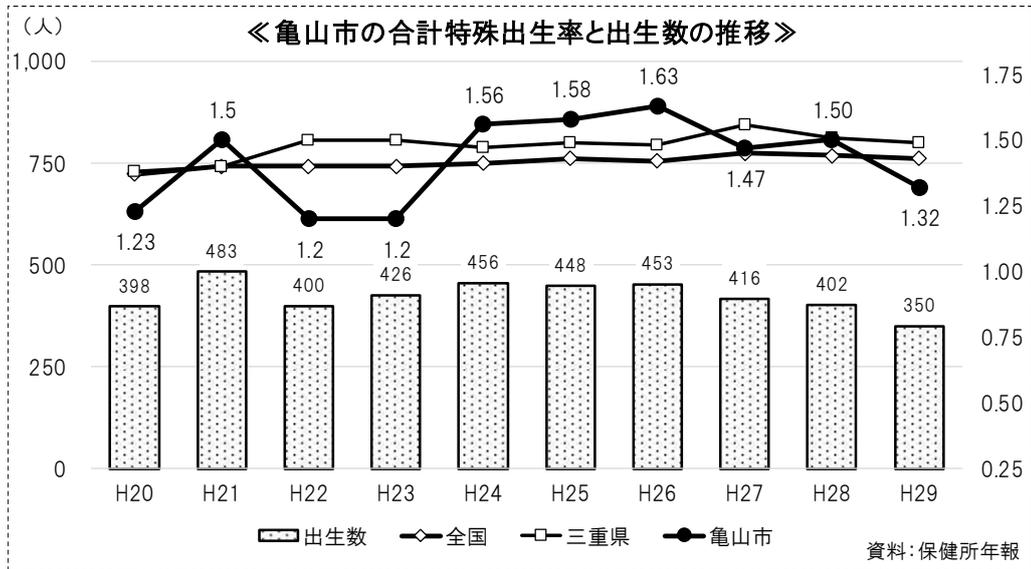
※コーホート変化率法による推計値

(2) 出生数の推移

①出生数と合計特殊出生率の推計

平成20年度からの10年間で本市の出生数は、平成21年度の483人がピークとなり、平成25年度前後にやや回復期があるものの、長期的には減少傾向となっています。

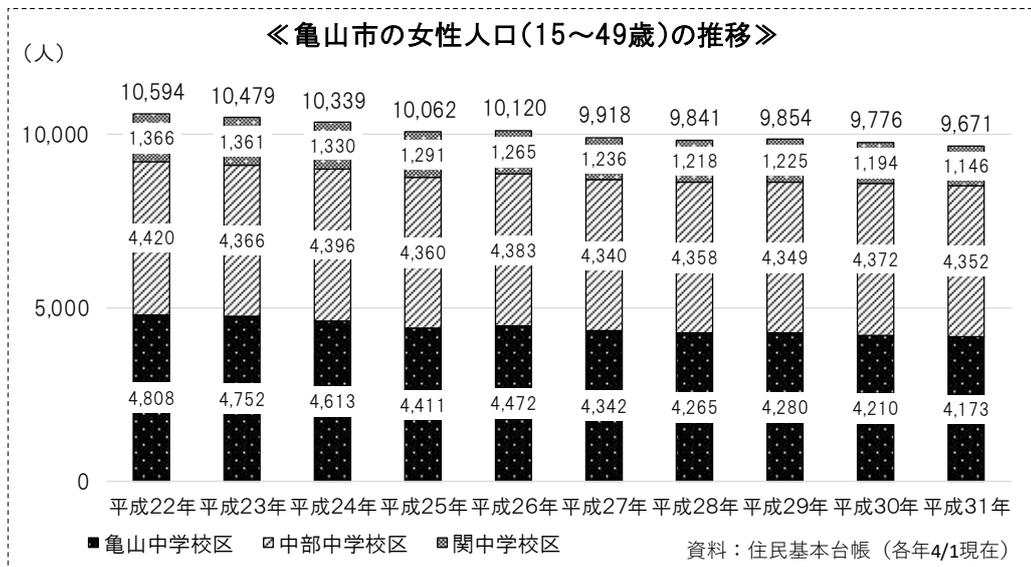
合計特殊出生率についても概ね同様の傾向で、出生数の回復期にある平成26年度の1.63をピークに下降傾向となっています。全国や三重県との比較でも大きな差はみられません。



②女性人口の推移

合計特殊出生率を算出する際の基礎数値となる15～49歳の女性人口の推移をみると、平成22年の10,594人から平成31年の9,671人まで毎年減少し続けています。

中学校区別では、亀山中学校区と関中学校区はともに10%以上の大幅な減少となっているのに対し、中部中学校区は約1.5%の微減となっており、地域間での人口推移の状況に違いが出ています。

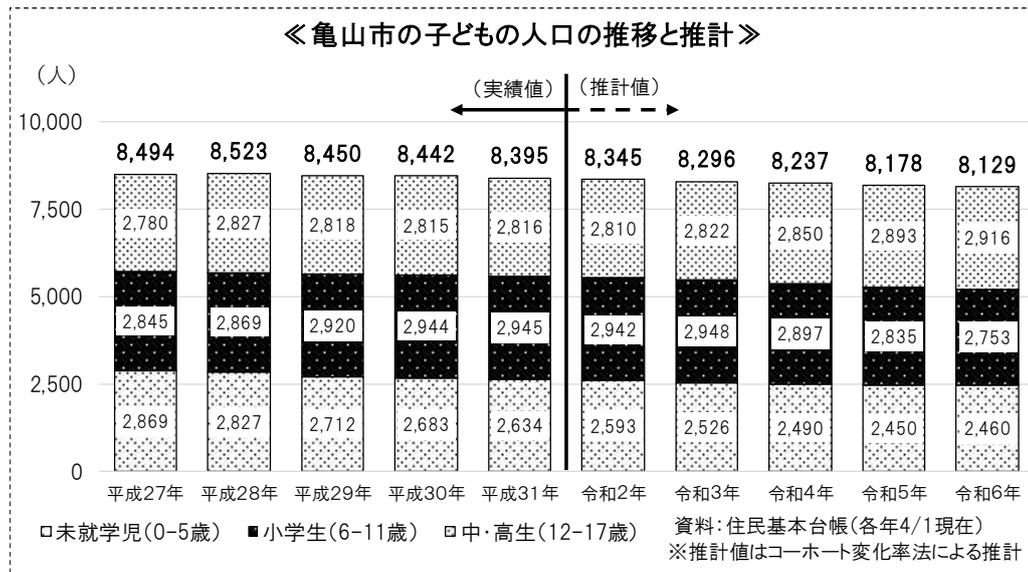


(3) 子どもの人口の推移

①子どもの人口の推移と推計

平成27年から平成31年の推移をみると、子ども（18歳未満）の人口は横ばいに近い微減で推移していますが、平成31年はやや減少幅が大きくなっています。また、令和2年以降の推計をみると、同様の傾向がみられますが、減少幅はやや大きくなっています。

一方、年齢層別の状況では、未就学児は実績値・推計値ともに同様の傾向で、平成27年実績値に対し令和6年推計値は14.3%と大きく減少しています。小学生は実績値の期間はやや増加気味の横ばいとなっていますが、同期間の未就学児の減少の影響から推計値の期間は減少傾向となっています。中・高生は未就学児・小学生の推移等の状況から、期間全体を通じてやや増加の傾向となっています。



②地域別未就学児人口の推移

最近10年間の本市の地域別未就学児の人口は、平成26年の2,901人をピークに減少傾向となっています。

平成22年と平成31年の比較を地域別にみると、川崎地区が9.0%、亀山地区が0.9%の増となったほかはいずれも減少しています。中でも野登地区は50%以上、昼生地区と加太地区は30%以上、神辺地区と坂下地区は20%以上の大幅な減少となっています。

≪ 亀山市の未就学児人口の推移 ≫

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	増減率
亀山地区	894	882	932	925	940	930	945	930	929	902	100.9%
昼生地区	73	74	65	71	61	50	41	39	39	45	61.6%
井田川地区	785	815	808	838	874	844	843	804	788	774	98.6%
川崎地区	424	437	460	482	491	522	498	455	451	462	109.0%
野登地区	121	103	106	102	87	86	72	66	70	59	48.8%
白川地区	38	34	32	29	29	28	35	32	31	33	86.8%
神辺地区	165	175	173	158	169	147	151	140	135	122	73.9%
関地区	258	240	229	229	222	230	211	213	209	210	81.4%
坂下地区	7	6	8	6	5	4	5	6	5	5	71.4%
加太地区	33	30	26	22	23	28	26	27	26	22	66.7%
合計	2,798	2,796	2,839	2,862	2,901	2,869	2,827	2,712	2,683	2,634	94.1%

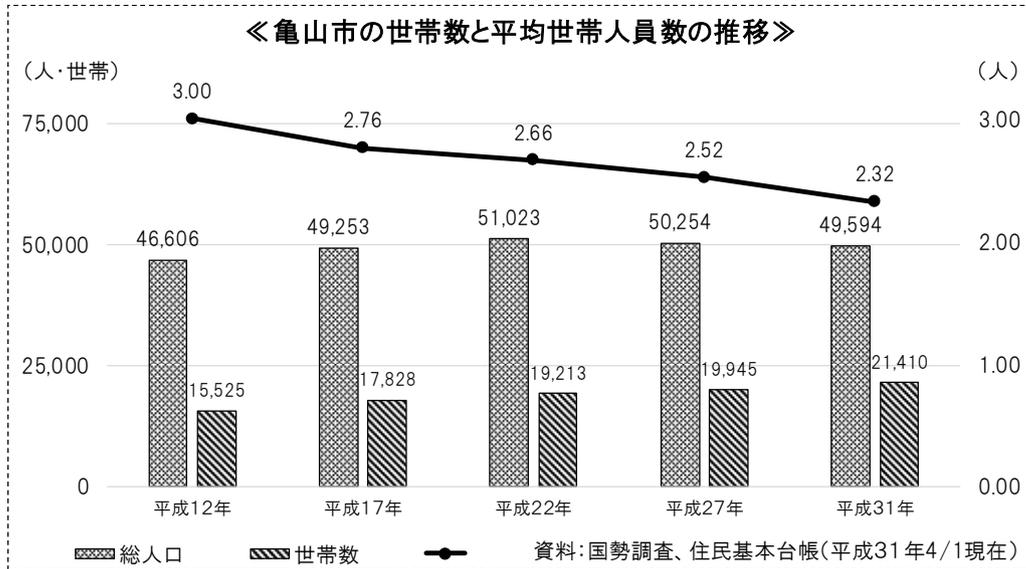
※増減率は平成22年と平成31年の比較

資料:住民基本台帳(各年4/1現在)

(4) 世帯の推移

①世帯数と世帯の平均人数の推移

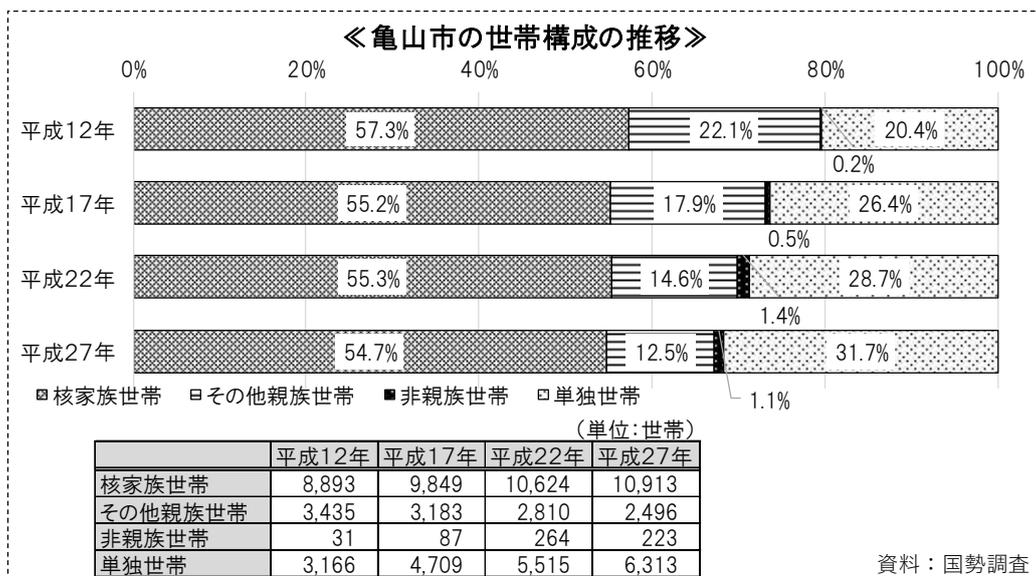
本市の世帯の状況を見ると、総人口は平成22年の国勢調査をピークに減少が続いていますが、世帯数は期間を通じて増加し続けています。一方、1世帯当たりの平均人員数は平成12年の3.00人(国勢調査)から平成31年の2.32人(住民基本台帳)まで減少し続けています。



②世帯構成の推移

世帯構成の推移を見ると、構成比では、非親族世帯・単独世帯は増加していますが、核家族世帯・その他親族世帯は減少しています。

一方、世帯数で見ると、核家族世帯も2,000世帯以上増加しており、核家族世帯・単独世帯が大幅に増加しています。



(5) 就労の状況

①産業別就労人口

本市の産業別就業者数の推移をみると、男性・女性ともに、平成22年までは増加していますが、平成27年は微減となっています。男女別の就業率は、男性が概ね90%前後で推移しているのに対し、女性は増加が続いています。

また、産業別の状況をみると、男女とも農林業などの第1次産業が最も少なく、減少傾向となっています。男性は製造業などの第2次産業が最も多く概ね横ばいとなっていますが、サービス業などの第3次産業はやや増加傾向となっています。一方、女性は第3次産業が最も多く増加が続いていますが、第2次産業は減少傾向となっています。

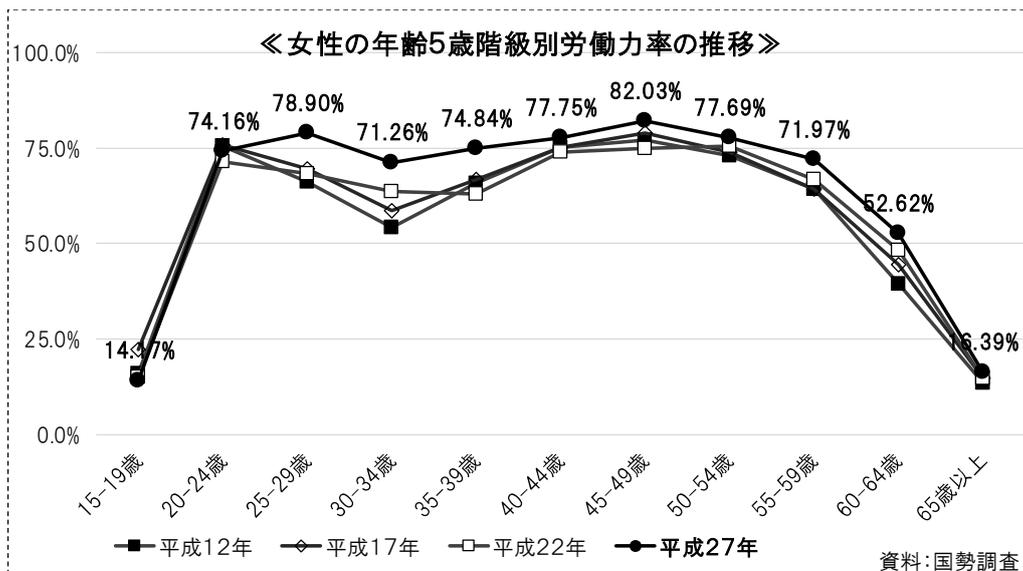
《産業別就労人口の推移》

	男性				女性			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口(人)	3,174	3,571	3,757	3,570	2,873	3,307	3,554	3,444
生産年齢人口(人)	13,388	16,820	17,028	15,707	12,675	15,493	15,372	14,376
老年人口(人)	3,017	4,265	4,812	5,555	4,194	5,797	6,145	6,885
就業者数(人)	12,200	15,257	14,964	14,142	8,151	10,383	10,297	10,192
就業率(%)	91.1%	90.7%	87.9%	90.0%	64.3%	67.0%	67.0%	70.9%
第1次産業(%)	4.5%	4.1%	3.0%	3.2%	3.9%	3.6%	2.4%	2.6%
第2次産業(%)	53.6%	52.8%	49.1%	49.3%	32.1%	26.0%	22.4%	21.4%
第3次産業(%)	41.3%	41.1%	39.0%	42.4%	63.3%	68.5%	66.8%	71.4%
分類不能(%)	0.5%	2.1%	8.9%	5.1%	0.6%	1.9%	8.4%	4.6%

資料：国勢調査

②女性の労働力率

本市の女性の年齢5歳階級別労働力率の推移をみると、平成12年は一般に言われる女性の結婚・出産に伴う就労率の低下状況を表すM字カーブが強く表れているのに対し、平成27年には30歳から34歳年代のくぼみがほとんど見られない状況となっており、女性の就労意向が高まっていることが表れています。

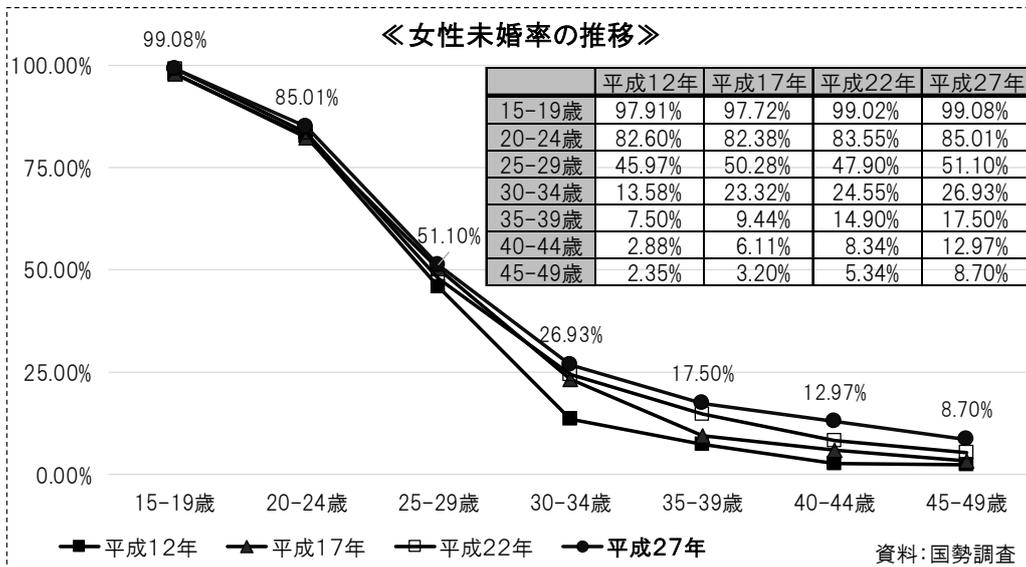
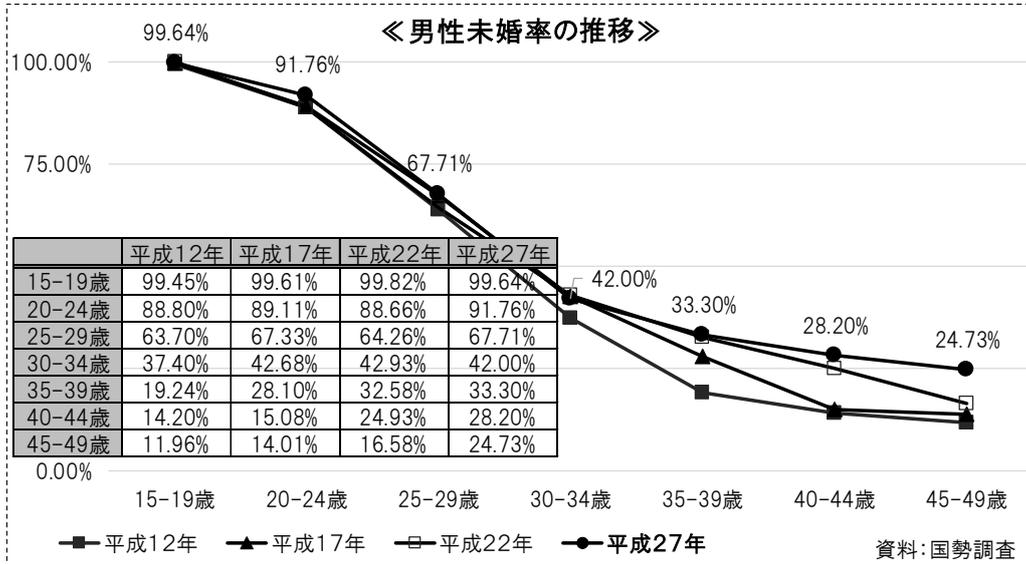


(6) 婚姻・出産の状況

①未婚率の推移

本市の男性の未婚率をみると、いずれの年代とも増加傾向が続いており、生涯未婚率とされる45歳から49歳での未婚率が24.73%とほぼ4人に1人が未婚となっています。

また、女性の未婚率は、全体的には男性よりも低いものの、男性同様に未婚率が上昇傾向となっています。生涯未婚率についても、平成12年の2.3%から平成27年の8.7%へ4倍近く高まっています。



2. アンケート調査からみる本市の子ども・子育ての状況

(1) 亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

第2期計画の策定にあたっては、第1期計画と同様に、市内在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象に、平成31年1月にアンケート調査を実施しました。

調査の実施については、在園児及び在校生の保護者に対しては、施設を通じた配布・回収を行い、未就園児の保護者については郵送による配布・回収を行いました。

〔回収結果〕

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,280	1,172	91.6%
小学校児童調査	659	553	83.9%

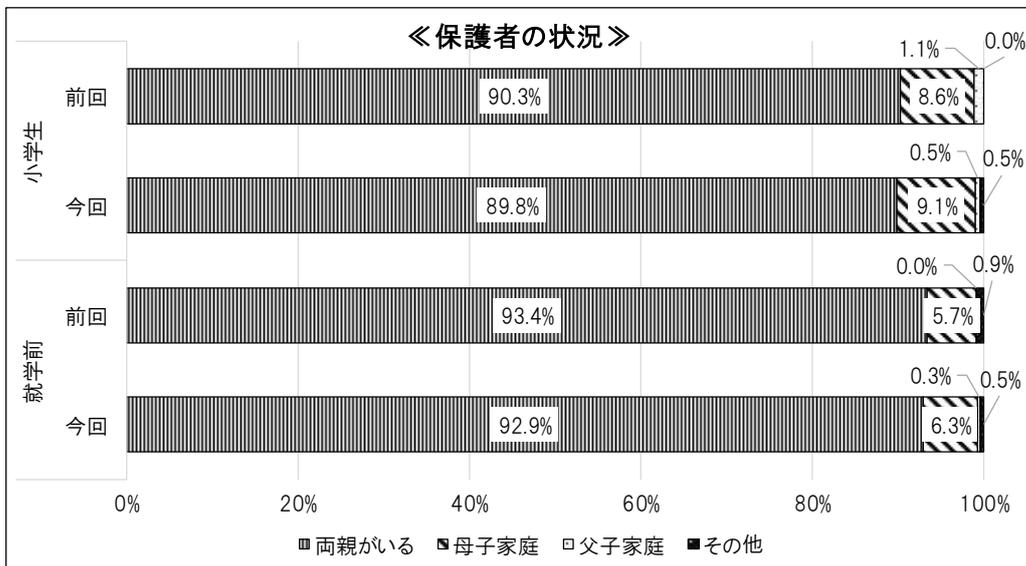
①子育て家庭の状況

【保護者の状況】

就学前児童の保護者の状況を見ると、大多数を占める92.9%は「両親がいる」となり、わずかやや減少傾向にあり、母子家庭・父子家庭ともに微増となっています。

小学生についても同様で、大多数の89.8%は「両親がいる」となっているものの、微減で、母子家庭・父子家庭ともに微増となっています。

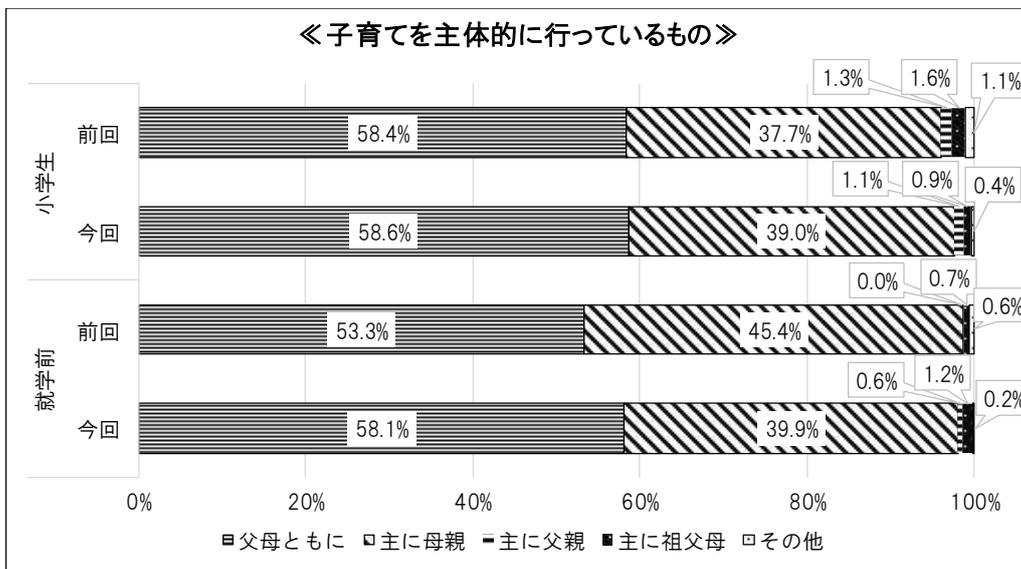
就学前児童と小学生を比較すると、小学生の方が母子家庭・父子家庭の比率がやや高くなっています。



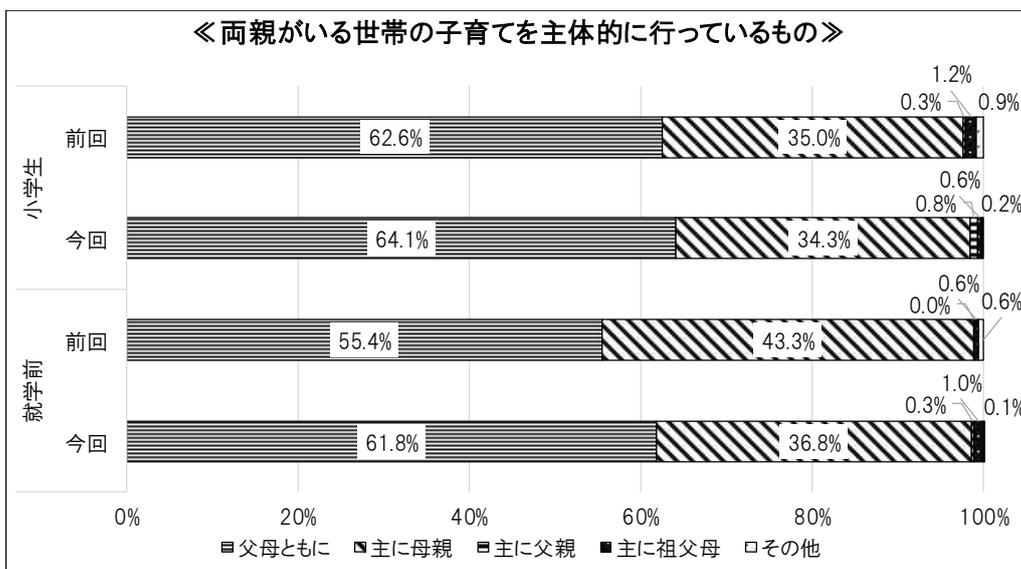
【子育て（教育を含む）の主体】

子育て家庭において、子育て（教育を含む）を主体的に行っているのは、就学前児童・小学生ともに、「父母ともに」が最も多く、就学前児童が58.1%、小学生が58.6%となっています。次いで「主に母親」で、就学前児童が39.9%、小学生が39.0%となり、いずれも全体の約98%を占めています。

前回調査との比較においても、就学前児童については大きな傾向の変化はありませんが、「父母ともに」がやや増加する一方、「主に母親」がやや減少しており、父親の育児参加が進んでいる状況が見られます。小学生については、「父母ともに」、「主に母親」がともに微増となっていますが、前回からの変化はほとんどみられません。



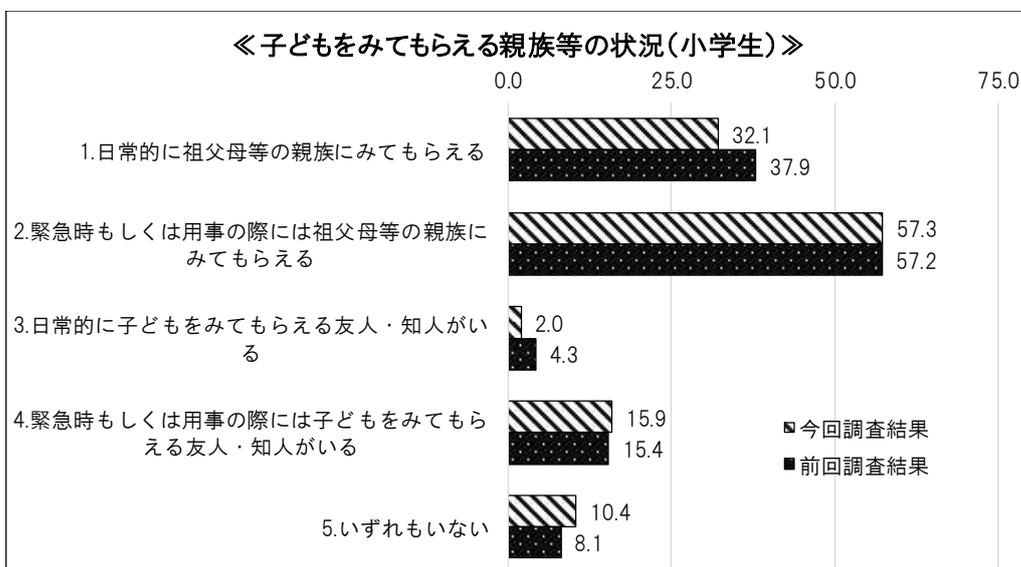
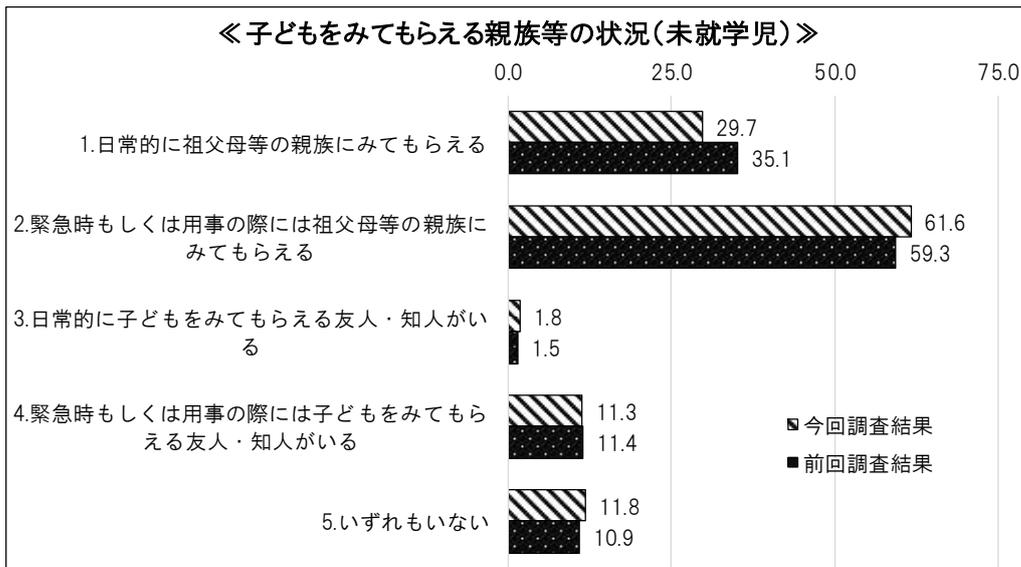
また、両親のいる世帯における「子育てを主体的に行っているもの」をみると、いずれも「主に母親」が減少し、「父母ともに」が高く、両親での育児への分担ができてやすくなっている状況がみられます。



②子育て家庭の頼る存在や相談対象

【子育て家庭の頼る存在】

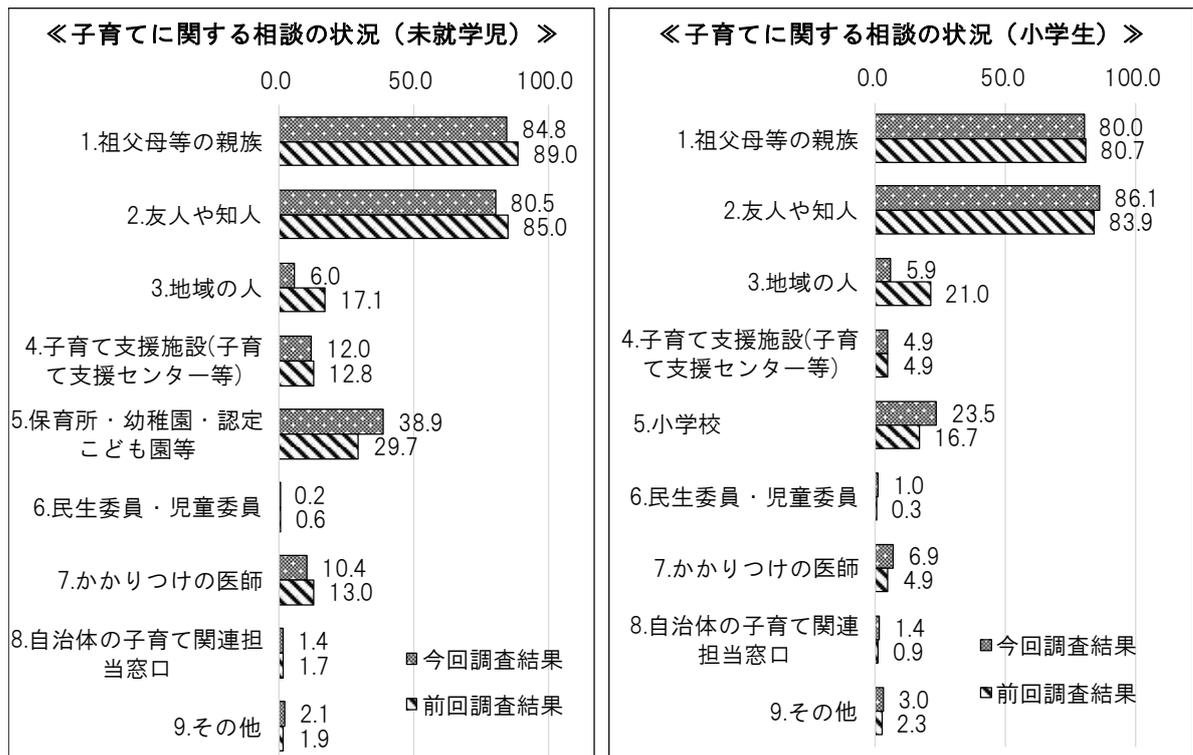
子育て家庭にとって、頼ることのできる存在に関する項目では、祖父母等への依存状況に変化が見られ、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児、小学生ともに減少し、就学前児は35.1%から29.7%と5.4ポイント減少し、小学生は37.9%から32.1%と5.8ポイント減少しています。一方、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児は59.3%から61.6%と2.3ポイント増加、小学生は57.2%から57.3%と0.1ポイント増で、微増となっています。



【子育て家庭の相談先】

子育て家庭が日常の悩み事などの相談相手となっているのは、前回調査に引き続き、「祖父母等の親族」、「友人や知人」の身近な存在となっており、いずれも80%以上で最も高くなっています。

一方、施設等への相談については、「保育所・幼稚園・認定こども園等」や「小学校」といった平日の日中を過ごす施設が最も高く、未就学児・小学生ともに、前回調査時よりも高くなっています。



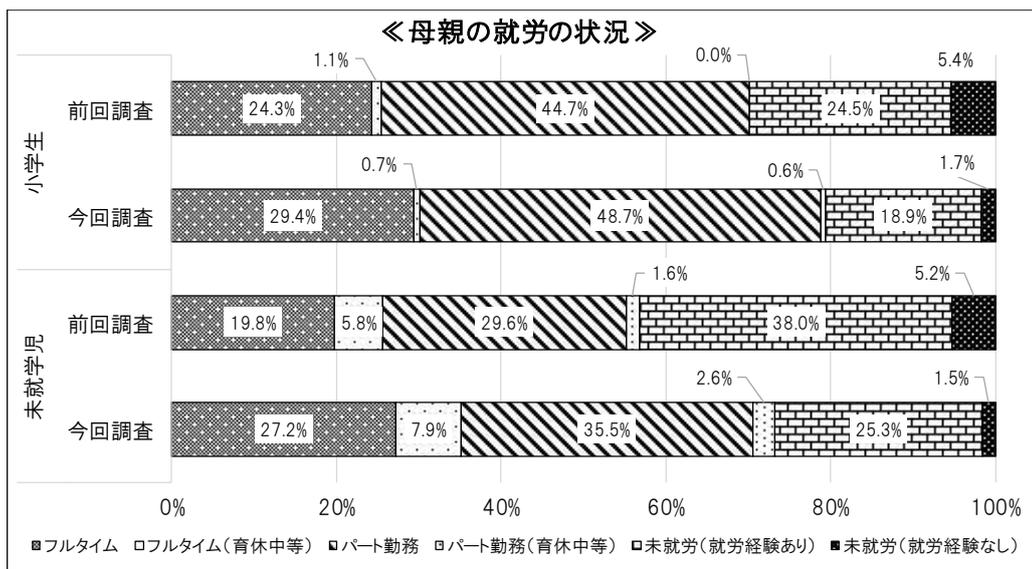
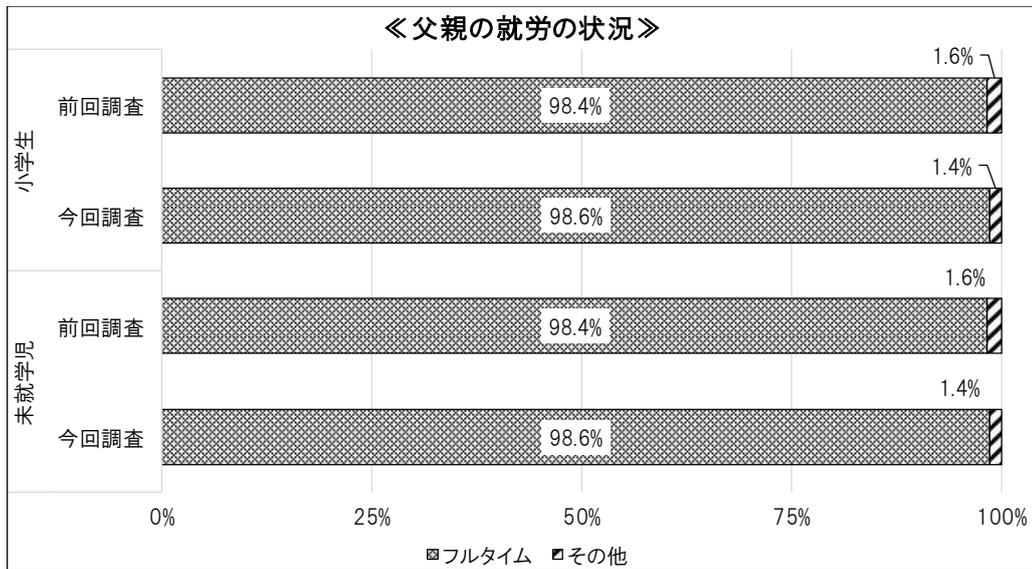
③保護者の就労の状況

【保護者の就労の状況】

父親の就労状況をみると、前回調査、今回調査ともに98%以上の大多数がフルタイム勤務をしています。

一方、母親の就労状況をみると、前回調査時に比べ、育児休業中も含めてフルタイム勤務の方が未就学児・小学生ともに増加し、未就労の方が減少しており、就労しながら子育てを行う家庭が増加しています。また、今回の調査での現在の就労状況と今後の就労意向を反映した就労の希望についても、同様に現実の就労状況よりもフルタイム勤務や長時間のパート勤務を希望する人が多くなっています。

いずれも、女性の就労意向の高まりを表す状況となっています。



【育児休業の取得状況】

母親の育児休業等の状況を見ると、「育児休業を取得中」若しくは「育児休業を取得し、復職した」とした人が合わせて25.1%から39.2%と14.1ポイント増加しており、母親の育児休業取得は浸透している状況が見られます。一方、父親については2.2%から2.4%と0.2ポイントの微増となっていますが、極めて少ない状況となっています。

《育児休業の取得状況(未就学児)》

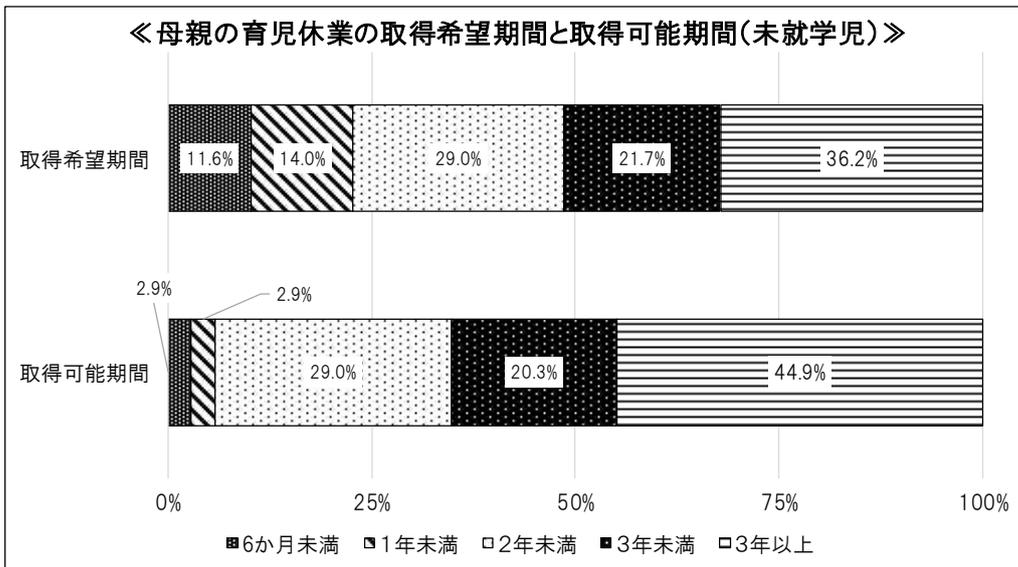
	母親			父親		
	今回調査	前回調査	増減	今回調査	前回調査	増減
1.出産以前から働いていなかった	29.6%	39.2%	△ 9.6%	0.4%	1.0%	△ 0.6%
2.出産を機に仕事を辞めた	26.0%	30.7%	△ 4.7%	0.0%	0.0%	0.0%
3.育児休業中に退職した	2.0%	1.9%	0.1%	0.0%	0.1%	△ 0.1%
4.育児休業を取得中である	6.0%	4.8%	1.2%	0.1%	0.0%	0.1%
5.育児休業を取得し、復帰した	33.2%	20.3%	12.9%	2.3%	2.2%	0.1%
6.育児休業を取得せず、働き続けている	3.2%	3.0%	0.2%	97.2%	96.7%	0.5%

【育児休業制度の取得希望と取得可能期間の状況】

現在育児休業を取得している方に関し、育児休業を取得可能な期間は全体の94.2%が1年以上、44.9%が3年以上で、制度の面からは充実が進んでいる状況がみられます。

一方、取得を希望する期間をみると、2年以上の長期にわたる育児休業の取得を希望する方が低く、制度を完全に活用することを希望していない状況がみられます。

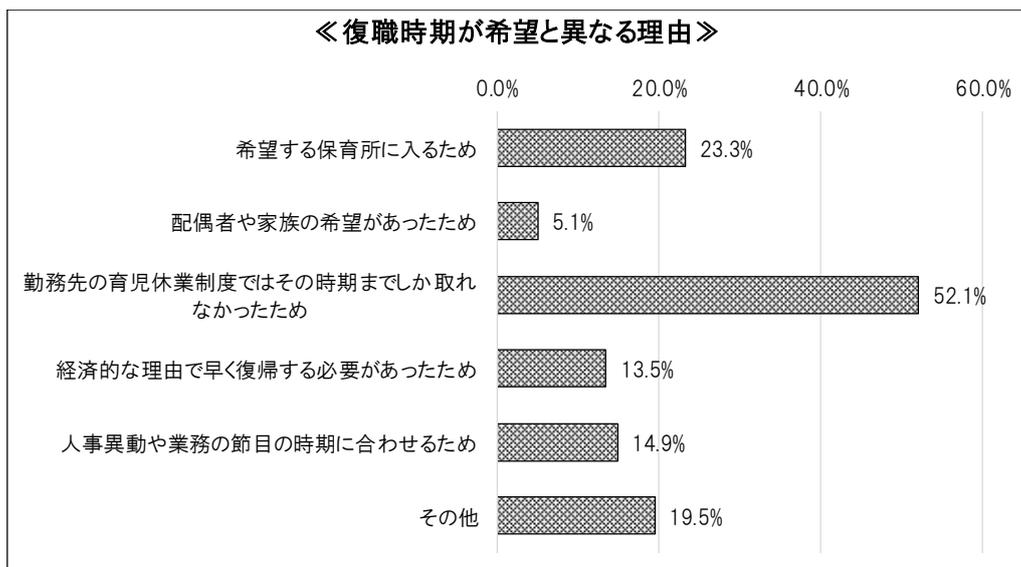
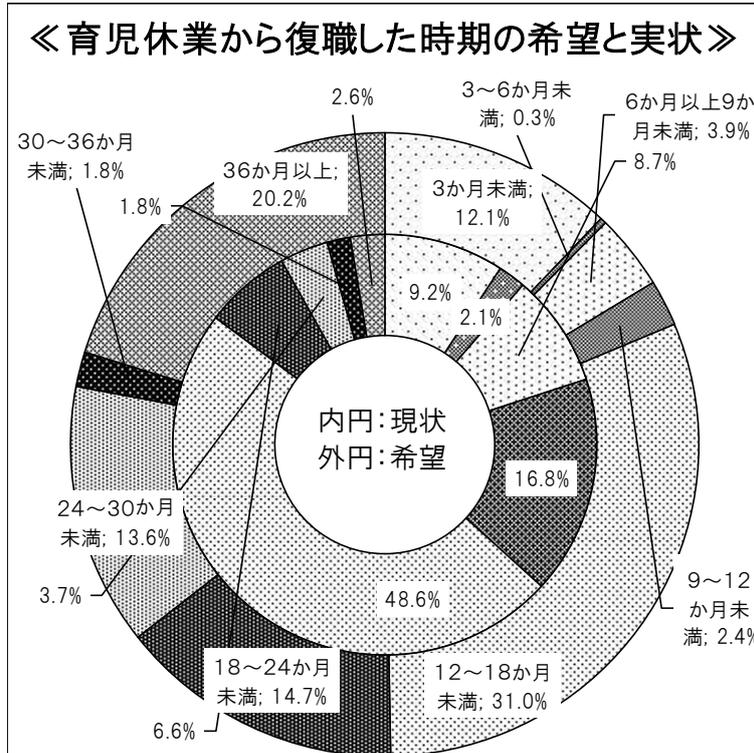
その理由として挙げられているのは、経済的な理由での早期復職を希望することや、人事異動や業務の節目などを意識した復職が挙げられています。



【育児休業からの復職時期の状況】

育児休業からの復職時期については、「36か月以上」の希望が20.2%であるのに対し、実際に「36か月以上」を取得できたのは2.6%にとどまるなど、様々な事情からすべての方が希望通りに育児休業を取得できていない状況が表れています。

その要因をみると、「勤務先の育児休業制度ではその時期までしか取れなかったため」が最も多く52.1%、次いで、「希望する保育所に入るため」が23.3%となっています。

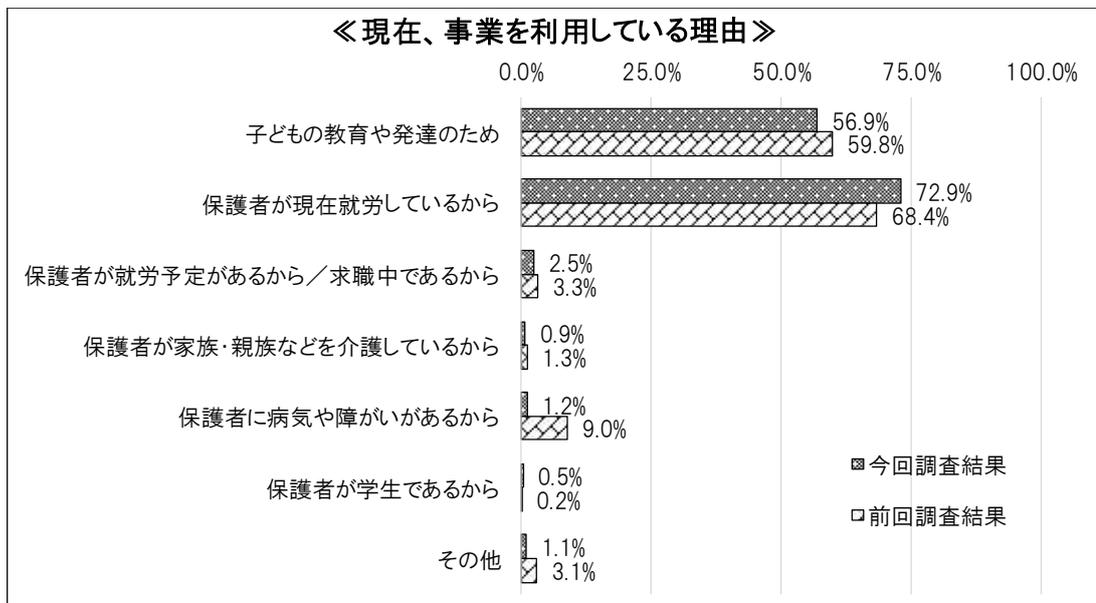
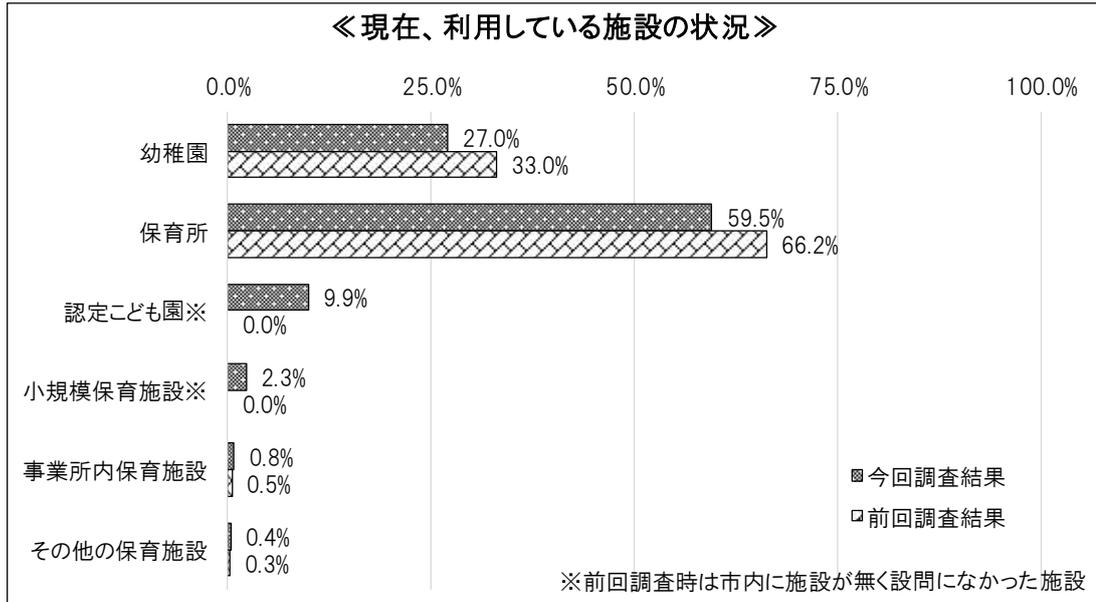


④教育・保育事業の利用

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】

平日の定期的な教育・保育事業として利用している施設は、前回に続き、保育所が最も多く、次いで幼稚園となっています。いずれもやや減少していますが、認定こども園や小規模保育事業が市内に整備されたことが影響しています。

一方、事業を利用している理由は、「保護者が現在就労しているから」、「子どもの教育や発達のため」が50%以上となっていますが、「保護者が現在就労しているから」がやや増加し、「子どもの教育や発達のため」はやや減少しています。

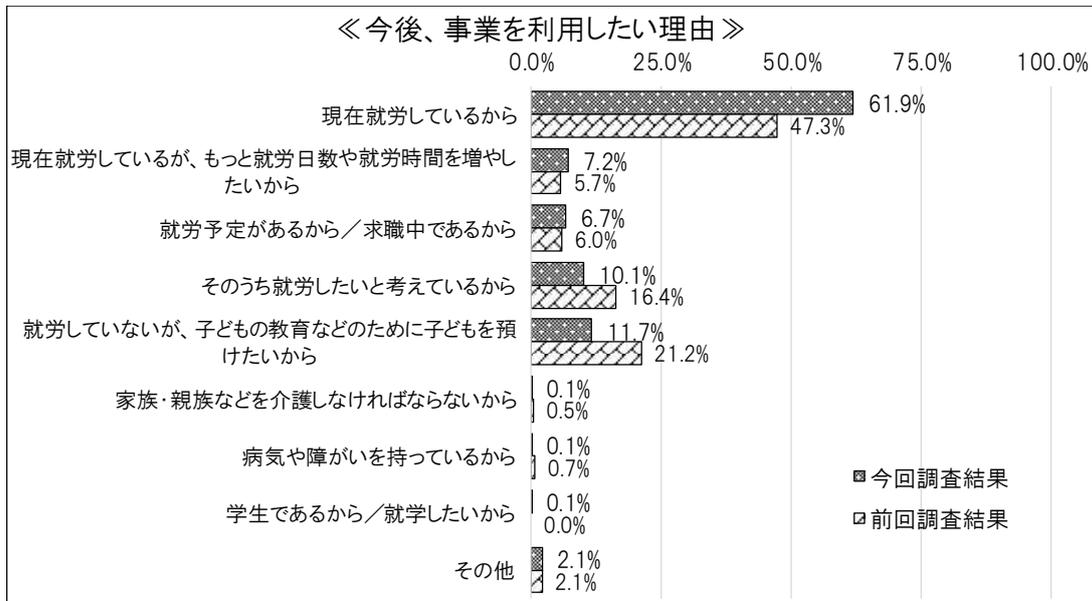
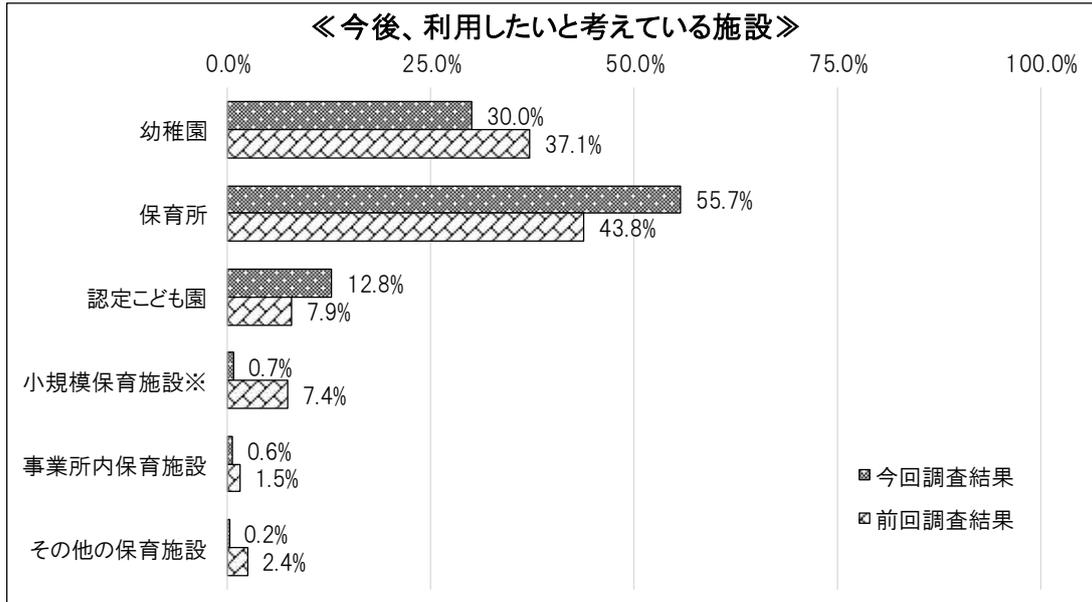


【平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向】

今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用意向については、保育所が最も高い55.7%で前回から11.9ポイント増加しているのに対し、幼稚園は30.0%と7.1ポイント減少しています。

一方、事業を利用したい理由は、「現在就労しているから」が最も高い61.9%で前回から14.6ポイントと大きく増加しています。

いずれも、現状の利用状況と似た傾向となっておりますが、就労による影響がより顕著に表れています。

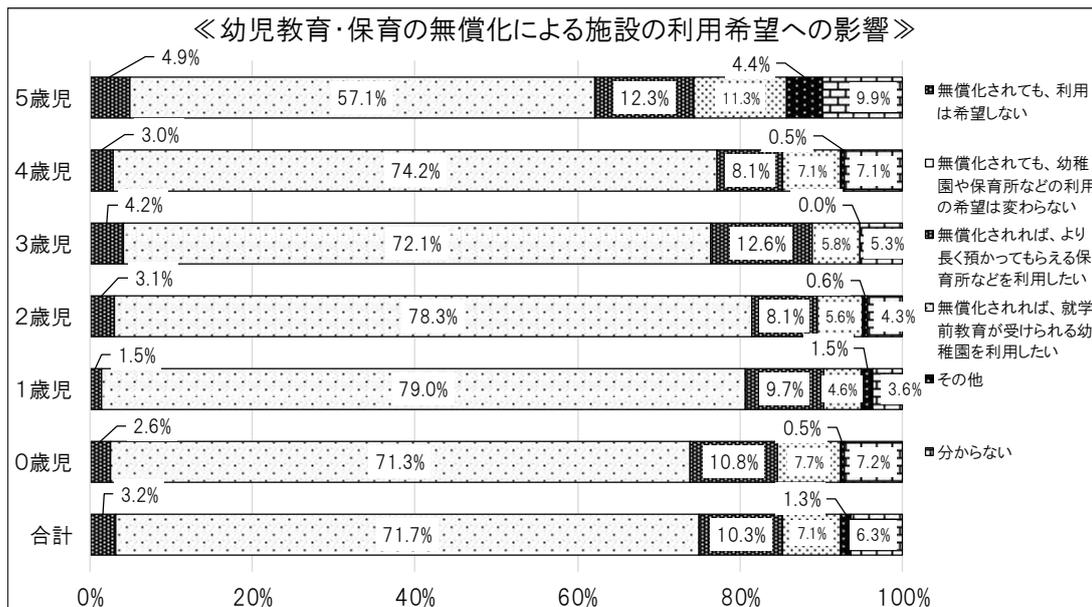


【幼児教育・保育の無償化による利用施設への影響】

幼児教育・保育の無償化による利用施設への影響については、いずれの年齢児においても、「無償化されても、利用の希望は変わらない」とした回答が最も多く、全体で71.7%となっています。

利用意向が変化する回答としては、いずれの年代も「無償化されれば、より長く預かってもらえる保育所などを利用したい」が「無償化されれば、就学前教育が受けられる幼稚園を利用したい」を上回っています。

限定的ではありますが、教育から保育への需要の変動影響が予想されます。

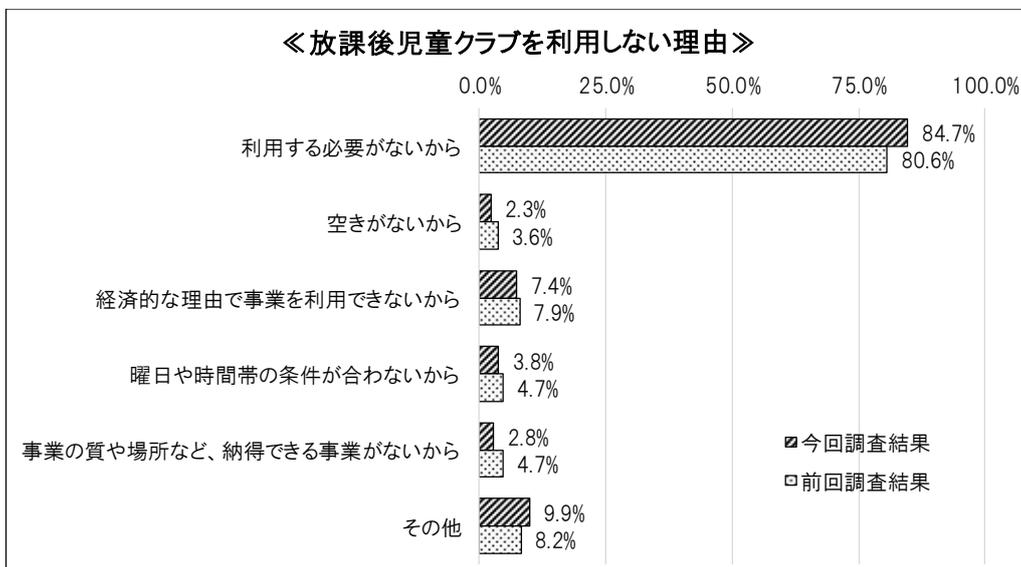
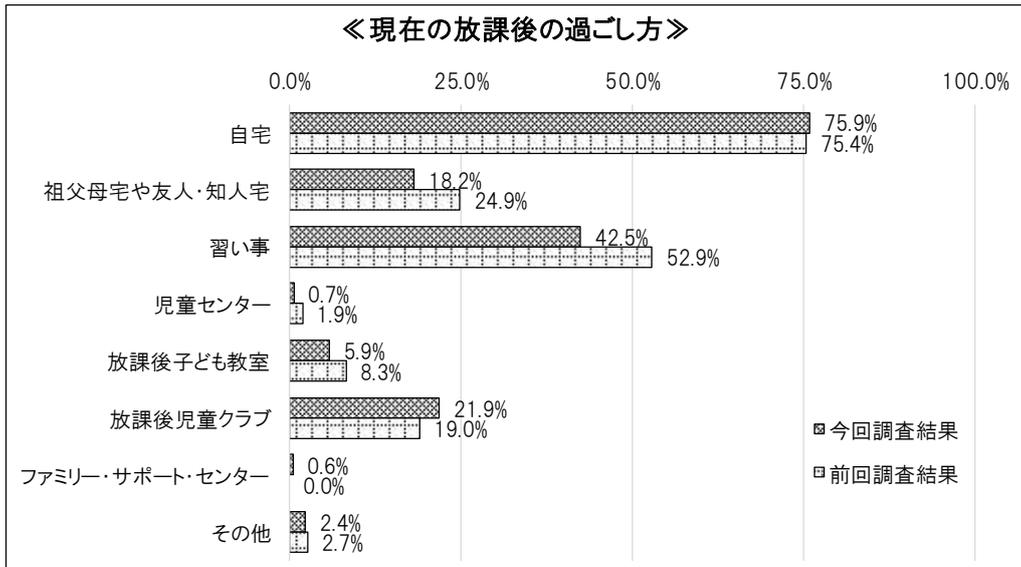


⑤小学生の放課後の過ごし方

【現在、放課後を過ごしている場所】

現在の放課後の過ごし方は、前回に続き「自宅」が75.9%で最も多くなっています。続いて「習い事」が42.5%となりますが、前回から10.4ポイント減少しています。また、「祖父母宅や友人・知人宅」が18.2%で6.7ポイント減となる一方、「放課後児童クラブ」が21.9%で2.9ポイント増加しています。

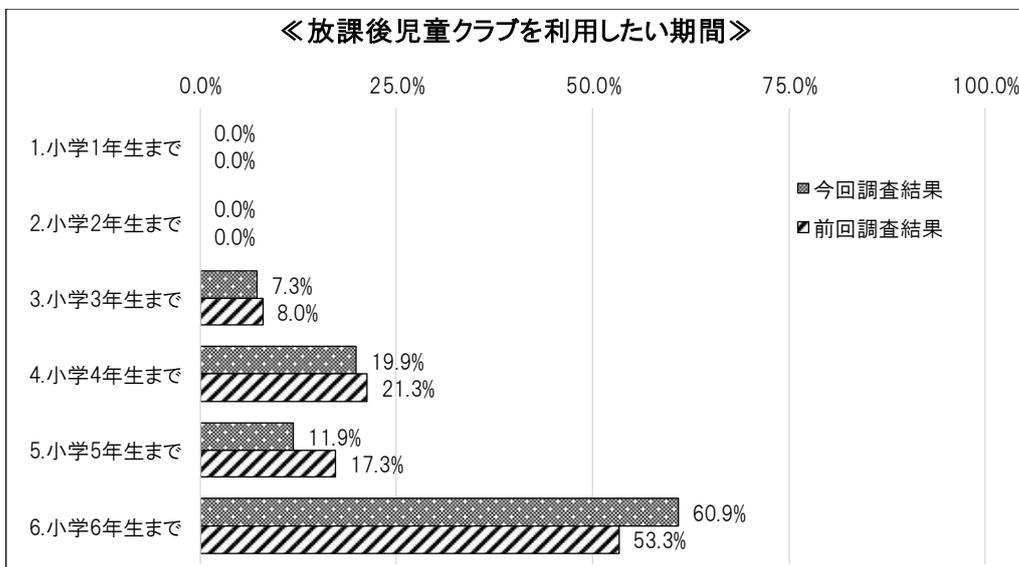
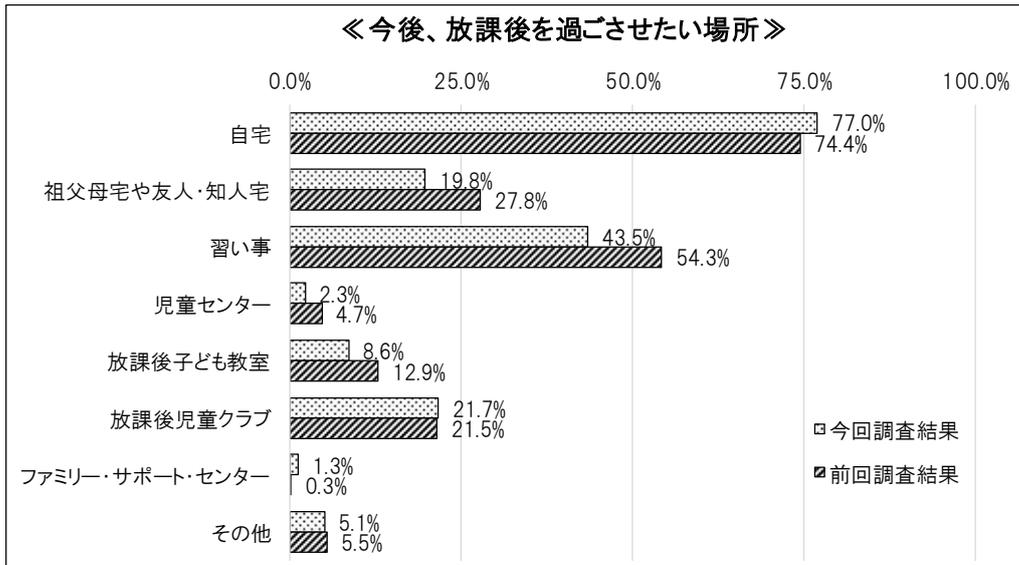
一方、放課後児童クラブを利用しない理由をみると、「利用する必要がないから」が最も多く84.7%を占めており、全体的に前回調査から大きな変化は出ていません。



【今後、放課後を過ごさせたい場所】

今後、放課後を過ごさせたい場所は、「自宅」が77.0%で最も多くなっています。続いて「習い事」が43.5%となりますが、前回から10.8ポイント減少、「祖父母宅や友人・知人宅」が19.8%で8.0ポイント減となり、放課後児童クラブは21.7%と前回と同様になっています。

一方、放課後児童クラブを利用したい期間は、前回同様、「小学6年生まで」が最も多く、60.9%を占めており、前回から7.6ポイント増加し、より高学年まで放課後児童クラブを利用したい、と考える人が増加しています。



(2) 亀山市子どもの生活実態に関する調査結果報告書

第2期計画の策定にあたっては、新たに子どもの貧困対策計画と指定の位置づけを併せ持つことから、子どもの生活実態について、市内在住の就学前児童、小学生及び中・高生の保護者並びに、支援制度の利用者を対象に、平成31年1月にアンケート調査を実施しました。

調査の実施については、在園児及び在校生の保護者に対しては、施設を通じた配布・回収を行い、未就園児の保護者及び支援制度利用者については郵送による配布・回収を行いました。

なお、就学前児童及び小学生の保護者のアンケートについては、子ども・子育てに関するアンケートと合わせて実施しています。

〔回収結果〕

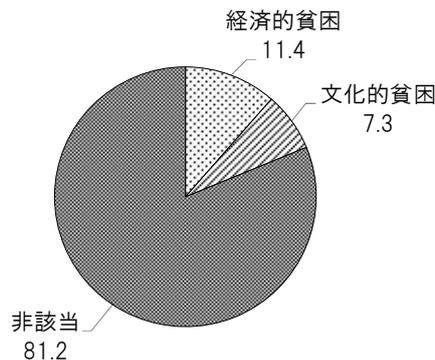
調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
全体調査	2,452	2,176	88.7%
就学前児童調査	1,280	1,172	91.6%
小学校児童調査	659	553	83.9%
中・高生調査	513	451	87.9%
支援利用者調査	364	152	41.8%

① 経済的貧困と文化的貧困

アンケート調査の全体調査における分析軸は「経済的貧困」と「文化的貧困※1」に着目することとします。「経済的貧困」については、「相対的貧困層※2」に該当するものとして分析します。加えて、本調査においては、主に親子関係に起因する「経済的には困窮していなくとも、親子の関係や愛情が希薄であるため、結果的に子どもが貧困と同じような状況に陥っているおそれがある」状況を「文化的貧困」と位置付け、分析することとします。

全体調査における、上記の「経済的貧困」と「文化的貧困」に該当する人の割合は下図の通りです。

〔全体調査〕



※1 「文化的貧困」とは、親子関係に関する設問（4問）のうち、2つ以上、否定的な回答を選択した人で、相対的貧困層に該当しない人。

【設問：お子さんと十分時間を過ごしている、よく会話をする、十分愛情をかけている。自分自身のことよりも子どものことや教育にお金を使うことが多い】

※2 「相対的貧困層」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（「貧困線」という。）に満たない世帯を指します。

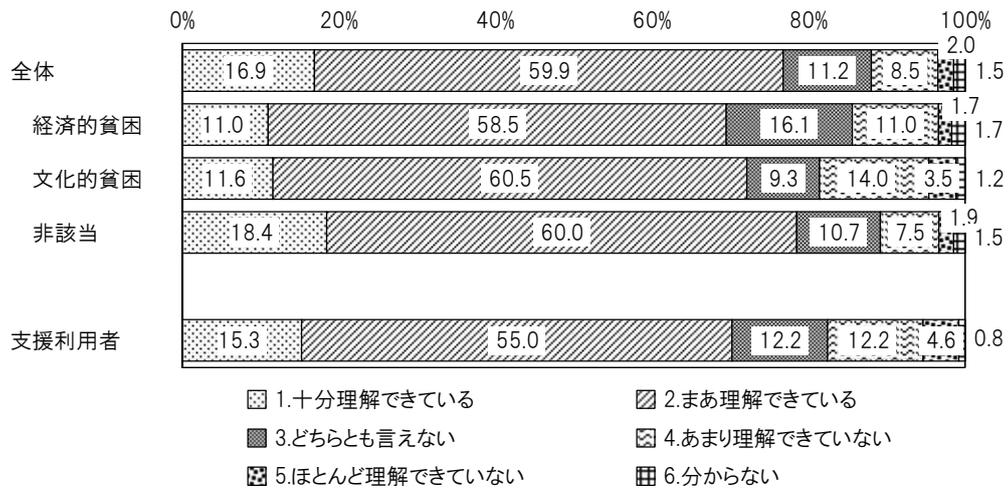
②教育支援に関すること

【学校での授業が理解できているか】

子どもの学校での授業への理解については、「非該当」では「十分」と「まあ」を合わせた理解できていると答えた肯定的回答が約8割となっています。一方、「文化的貧困」では「あまり」または「ほとんど」理解できていないと答えた否定的回答が17.5%と、他に比べて多くなっています。

「支援利用者」では肯定的回答が約7割となっており、否定的回答は16.8%となっています。

《学校での授業が理解できているか》

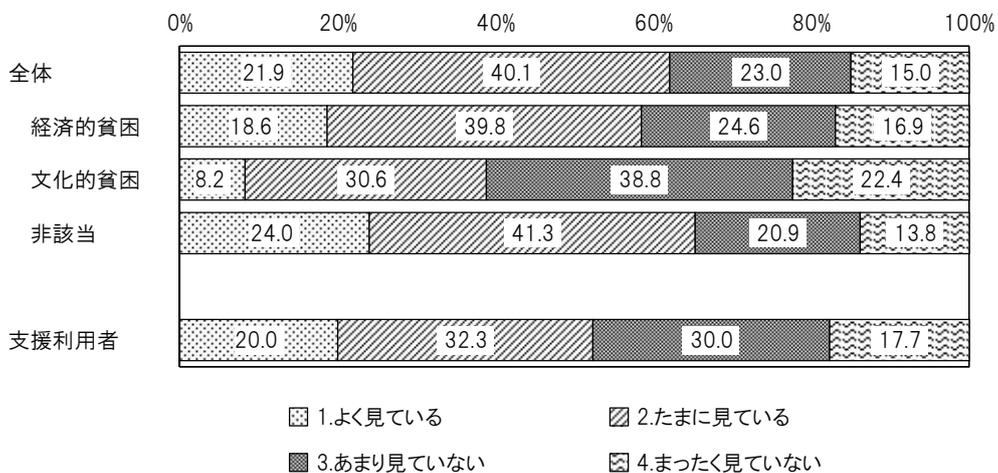


【家で子どもの勉強を見ることはあるか】

保護者が家で子どもの勉強を見ることがあるかどうかについては、「よく」と「たまに」を合わせた見ていると答えた肯定的回答が、「非該当」では65.3%と他に比べて多くなっていますが、「文化的貧困」では38.8%と他に比べて少なくなっています。

「支援利用者」については、肯定的回答が52.3%となっており、「あまり」と「まったく」を合わせた否定的回答が47.7%となっています。

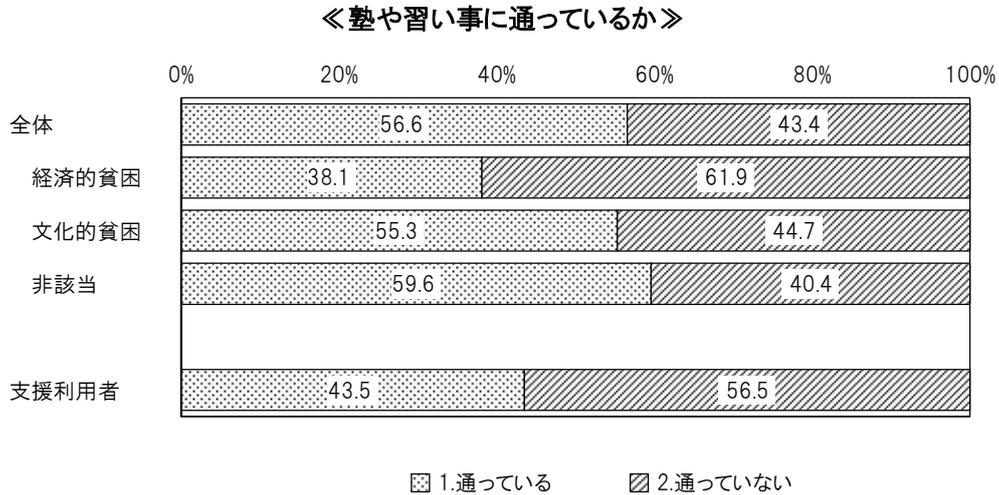
《家で子どもの勉強を見ることはあるか》



【塾や習い事に通っているか】

子どもが塾や習い事に通っているかどうかについては、「非該当」「文化的貧困」では「通っている」がそれぞれ59.6%、55.3%に上りますが、「経済的貧困」では38.1%と低く、格差が生じていると思われます。

「支援利用者」では「通っている」は43.5%となっています。

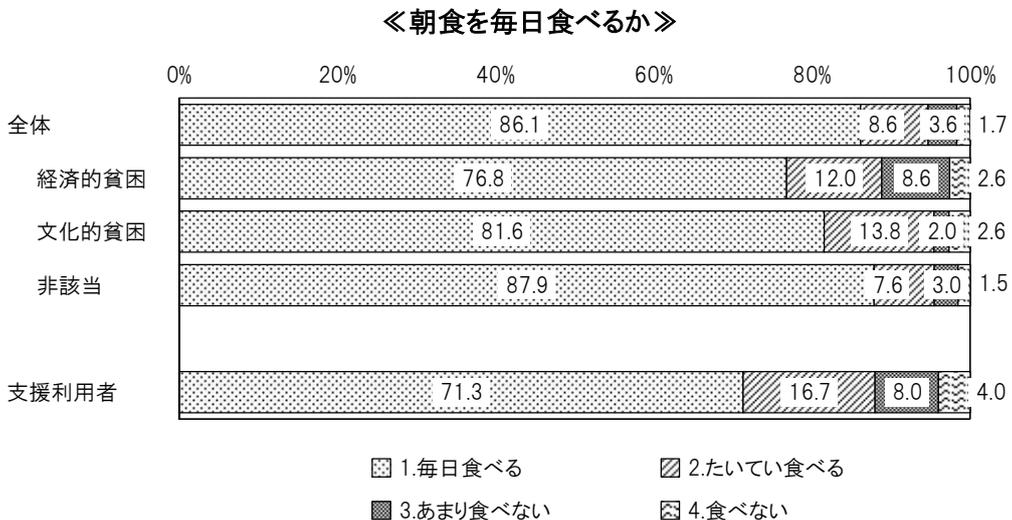


③生活支援等に関すること

【朝食を毎日食べるか】

朝食を食べるかどうかについて、「非該当」「文化的貧困」では、「毎日」「たいてい」は食べるという人が合わせて約95%に上り、大半の子どもが朝食を食べています。一方、「経済的貧困」では「あまり食べない」「食べない」という人が約1割あります。

「支援利用者」では、「毎日」が比較的少なく71.3%となっていますが、「たいてい」を加えた食べるという人は合わせて88.0%に上ります。「あまり食べない」「食べない」という人はやや多く、合わせて12.0%に上ります。

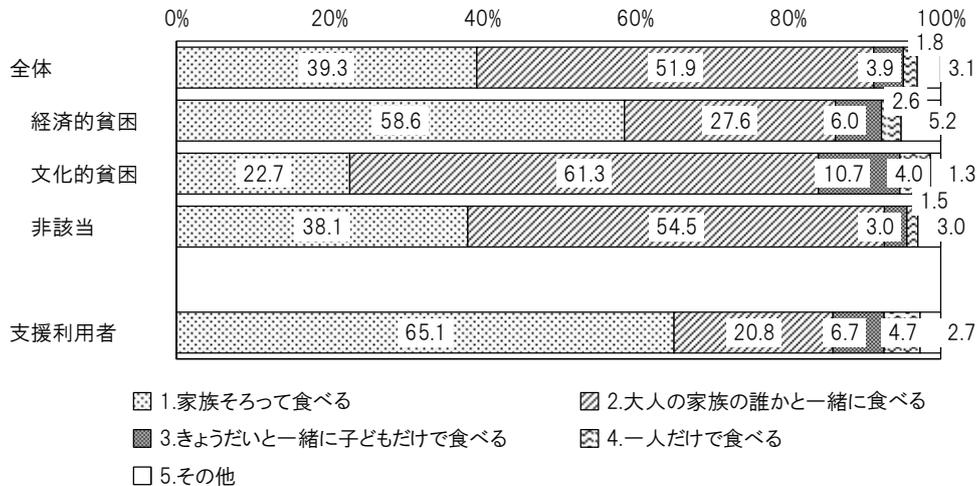


【夕食をだれと食べるか】

夕食をだれと食べるかについて、「非該当」「文化的貧困」では「大人の家族の誰かと一緒に食べる」が最も多く、5～6割に上ります。次いで、「家族そろって食べる」が2～4割となっています。また、「経済的貧困」では「家族そろって食べる」が58.6%と最も多く、「大人の家族の誰かと一緒に食べる」は27.6%となっています。一方、「文化的貧困」では「きょうだいと一緒に子どもだけで食べる」と「一人だけで食べる」を合わせた子どもだけで食べている人が14.7%と、他に比べて多くなっています。

「支援利用者」では、「家族そろって」が65.1%に上り、「大人の家族の誰かと一緒に」は20.8%となっています。

《夕食をだれと食べるか》

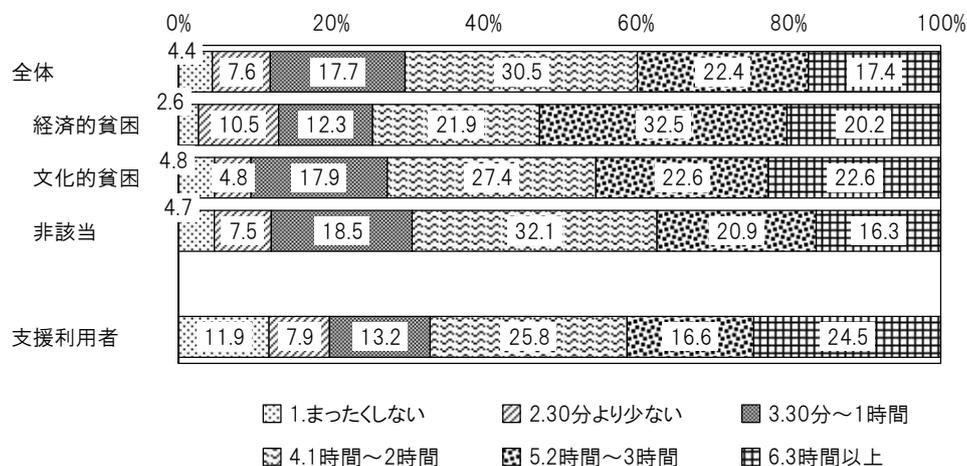


【ゲームやスマホを利用する時間】

子どものゲーム・スマホの利用時間について、「非該当」「文化的貧困」では「1時間～2時間」が最も多く、「経済的貧困」では「2時間～3時間」が最も多くなっています。2時間以上ゲームやスマホを利用している割合は「非該当」の37.2%に対し、「経済的貧困」では52.6%と多くなっています。

「支援利用者」では、「1～2時間」と「3時間以上」が25%前後でほぼ同率となっています（支援利用者の回答には就学前児童も含まれます）。

《ゲーム・スマホを利用する時間》

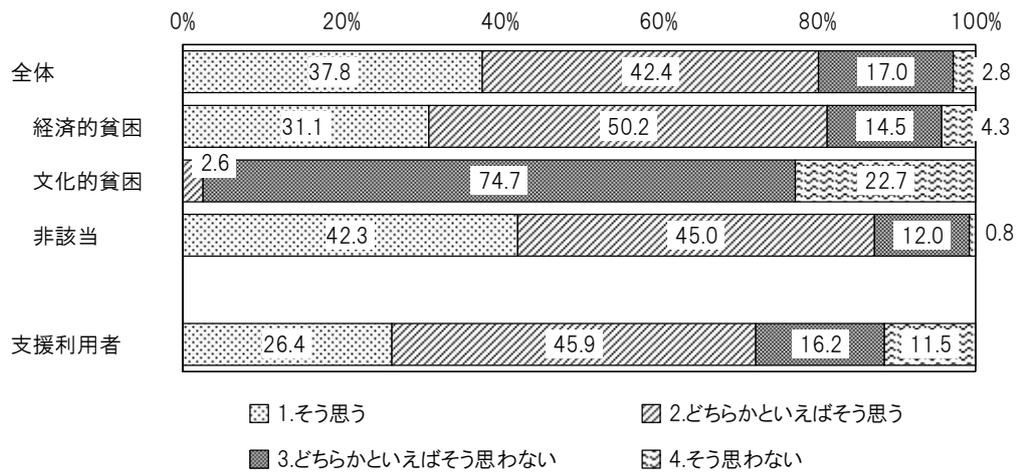


【子どもと十分時間を過ごしていると感じるか】

子どもと十分時間を過ごしているかどうかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的回答は、「非該当」「経済的貧困」ではいずれも8割を超えています。一方、「文化的貧困」では肯定的回答はわずか2.6%となっており、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定的回答が97.4%に上っています。

「支援利用者」では、肯定的回答が合わせて72.3%にとどまり、「そう思わない」も11.5%とやや多くなっています。

《子どもと十分時間を過ごしていると感じるか》

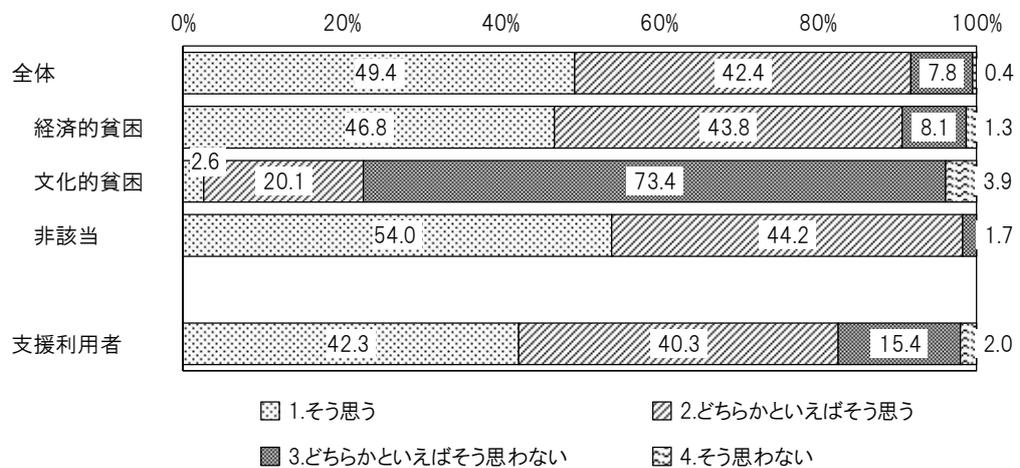


【子どもと良く会話をするか】

子どもと良く会話するかどうかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的回答は、「非該当」「経済的貧困」ではいずれも9割を超えています。一方、「文化的貧困」では肯定的回答はわずか2.6%となっており、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定的回答が77.3%に上っています。

「支援利用者」も肯定的回答が82.6%に上りますが、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定的回答が17.4%とやや多くなっています。

《子どもと良く会話をするか》



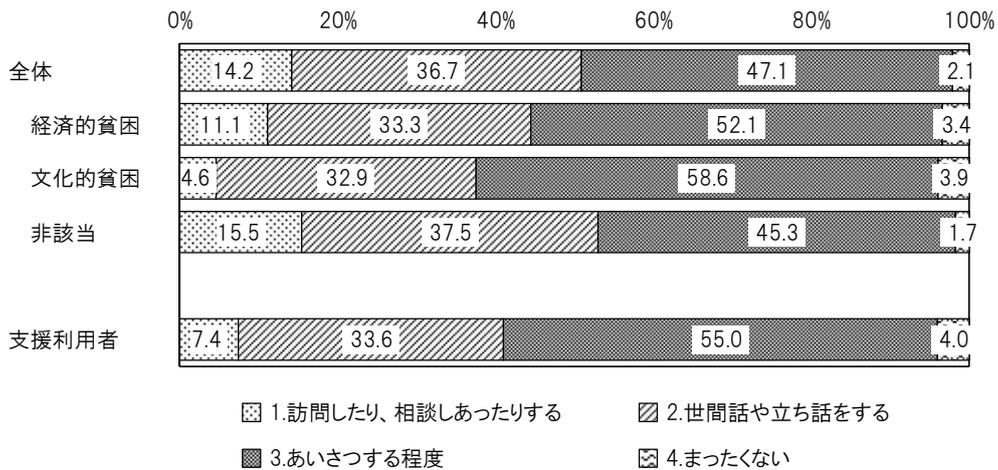
④地域社会とのかかわりに関すること

【近所の方とどの程度の付き合いがあるか】

近所の方との付き合いの程度については、いずれの区分でも「あいさつする程度」が最も多くなっています。「訪問したり、相談しあったりする」という深い付き合いについては、「非該当」が15.5%に上るのに対し、「文化的貧困」は4.6%にとどまっています。

「支援利用者」では「あいさつする程度」が55.0%と最も多く、「訪問したり、相談しあったりする」は7.4%と少なくなっています。

《近所の方とどの程度の付き合いがあるか》

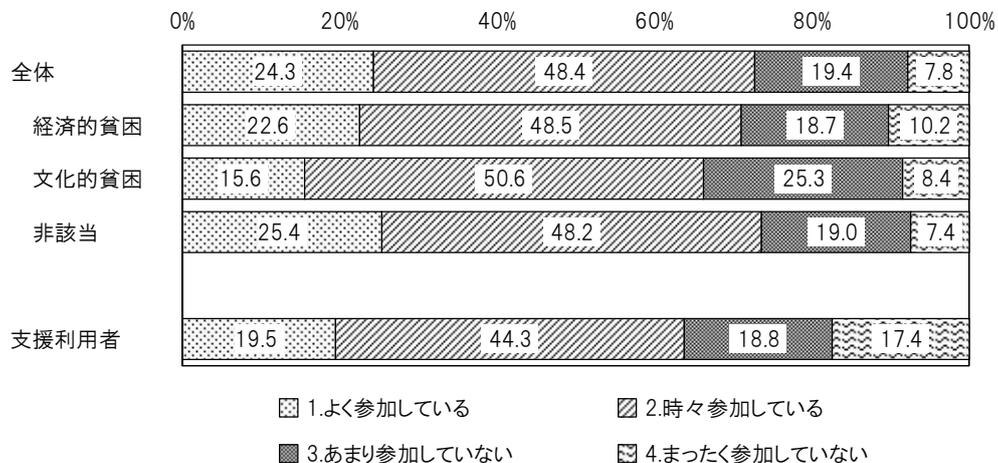


【地域の行事に参加しているか】

地域の行事への参加について、「非該当」「経済的貧困」では「よく参加している」「時々参加している」を合わせた肯定的回答が7割を超えています。一方、「文化的貧困」では66.2%と他に比べて少なくなっています。

「支援利用者」では肯定的回答は63.8%であり、「まったく参加していない」という人は17.4%となっています。

《地域の行事に参加しているか》



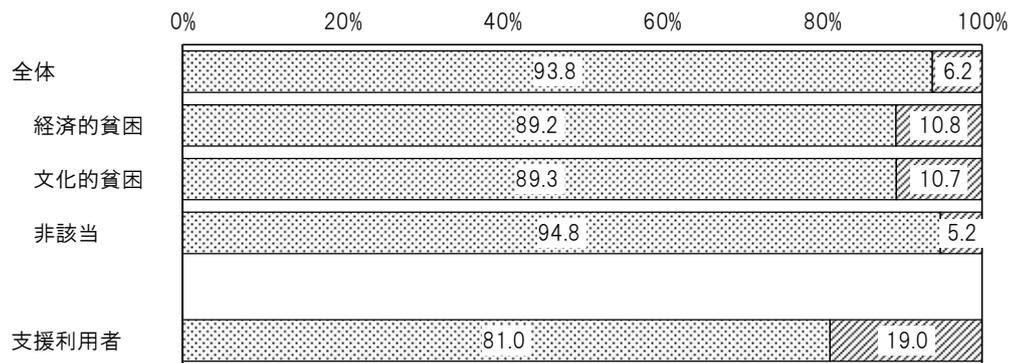
⑤行政の支援制度及び必要となる施策に関すること

【子育てする上で、気軽に相談できる人または場所はあるか】

子育てに関する相談先については、いずれの区分でも9割前後が「いる／ある」として
います。一方、「経済的貧困」「文化的貧困」では約1割が「ない」として
います。

「支援利用者」については「いる／ある」が81.0%であり、19.0%が「ない」として
います。

《子育てする上で、気軽に相談できる人または場所はあるか》



■ 1.いる／ある ■ 2.ない

第3章 本市の子ども・子育て支援の取り組みの状況

1. 教育・保育事業

(1) 就学前の教育・保育事業

①令和元年度の施設利用の状況

本市の就学前の教育・保育事業の利用状況をみると、年齢が進むにつれ、利用率が上昇し、3歳児以降は概ね一定で97%前後の利用で、ほとんどの就学前児童は3歳以降、いずれかの施設において集団生活を行っています。また、2歳児についても58.0%と過半数の子どもが施設を利用しており、自宅よりも施設で過ごす子どもが多くなっています。

施設別では、全体では保育所が904人(34.3%)が最も多く、次に幼稚園が553人(21.0%)、保育・教育を併せて対応できる認定こども園が319人(12.1%)となっています。

《令和元年度の年齢別・施設別利用児童数》

(単位:箇所・人)

		施設	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育的な利用	保育所	12	61	111	160	186	197	189	904
	公立保育所	8	33	59	103	127	136	127	585
	私立保育所	4	28	52	57	59	61	62	319
	地域型保育事業	2	8	15	12				35
	認定こども園(2・3号)	2	23	36	41	54	57	59	270
	公立認定こども園(2・3号)	1	10	15	21	26	37	33	142
	私立認定こども園(2・3号)	1	13	21	20	28	20	26	128
	広域利用		6	4	6	9	5	8	38
計	16	98	166	219	249	259	256	1,247	
教育的な利用	認定こども園(1号)	2	0	0	4	20	14	11	49
	公立認定こども園(1号)	1				16	13	8	37
	私立認定こども園(1号)	1			4	4	1	3	12
	幼稚園	5	0	0	30	158	183	182	553
	公立幼稚園	4				63	92	80	235
	確認を受けない私立幼稚園	1			30	95	91	102	318
	広域利用				4	6	11	7	28
計	7			38	184	208	200	630	
施設利用児童数合計			98	166	257	433	467	456	1,877
在宅、認可外保育施設等			314	221	186	14	14	8	757
就学前児童数			412	387	443	447	481	464	2,634
施設利用率			23.8%	42.9%	58.0%	96.9%	97.1%	98.3%	71.3%

資料: 就学前児童数は、平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口

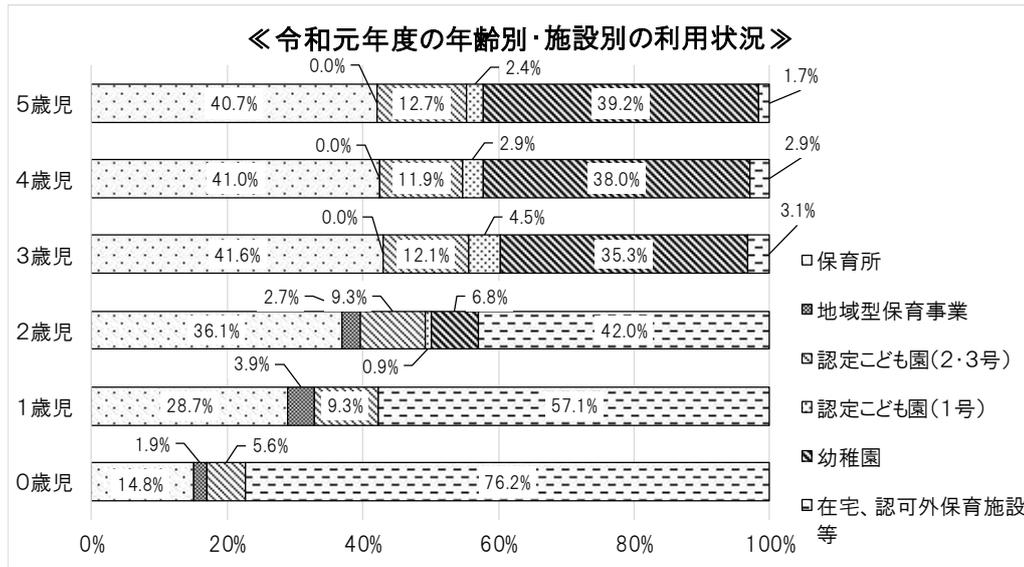
施設利用児童数は、平成31年4月1日現在の施設利用者数(保育的な利用は利用内定児を含む)

在宅、認可外保育施設等は、就学前児童数と施設利用児童数合計との差引

「施設」は市内の施設数

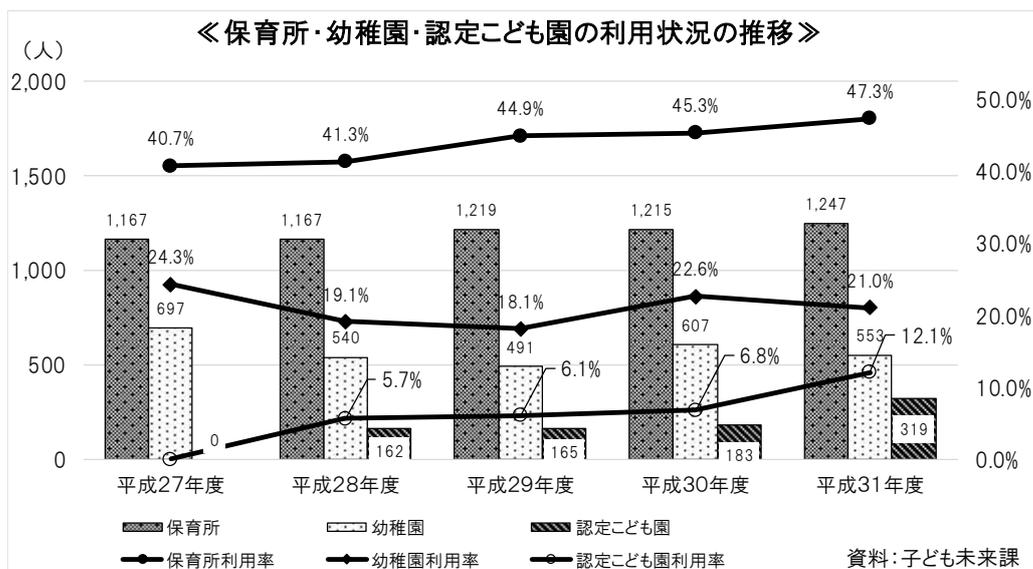
年齢別・施設別の利用状況を見ると、3歳児から5歳児については保育所が約40%、幼稚園が約35%～39%、教育・保育の利用を合わせた認定こども園が約15%となっており、約35%が幼稚園を利用し、約5%程度が自宅で過ごしていると考えられます。

また、0歳児から2歳児については、0歳児は76.2%、1歳児は57.1%が自宅で過ごしていると思われる子どもが過半数を超えています。2歳児については、自宅が42.0%にとどまり、36.1%が保育所、9.3%が認定こども園を利用するなど、過半数がいずれかの施設を利用しています。



②保育所・幼稚園・認定こども園（保育利用）の利用状況

保育所の利用は年々増加が続いている一方、幼稚園の利用は緩やかに減少が進んでいます。また、認定こども園は、平成28年度の開所以降、増加が続いています。

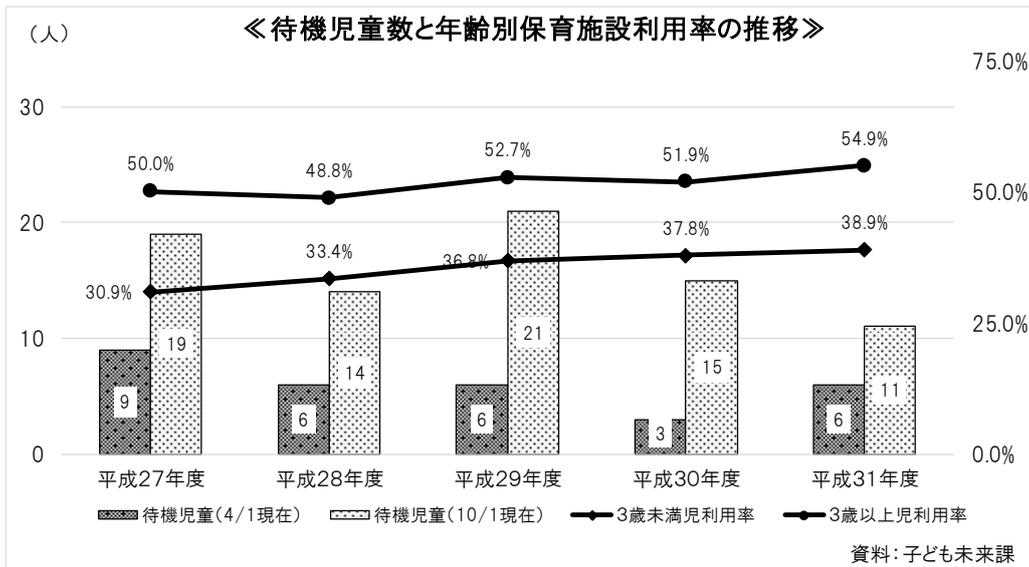
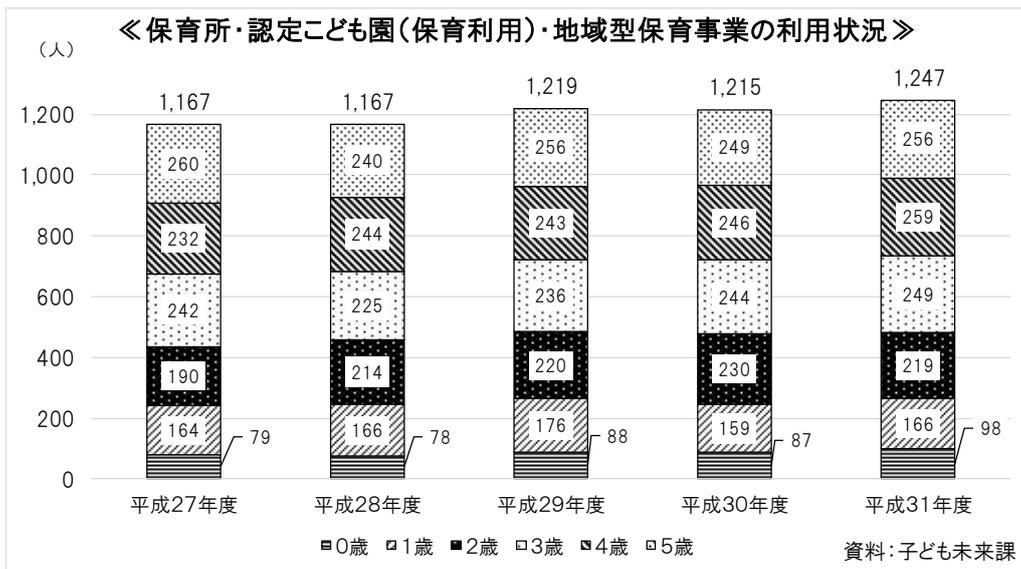


③保育の利用状況

市内の保育提供施設の設置状況としては、現在、公立保育所が8園、私立保育所が4園、公立認定こども園が1園、私立認定こども園が1園、地域型保育事業2施設の計16施設が運営されています。平成28年度に公立保育所1園が認定こども園に、平成31年度から私立保育所1園が認定こども園に移行したことで、現在の提供体制となっています。

保育所などの保育の利用については、年々増加傾向が続いています。年齢別では、特に0歳から2歳の低年齢児の利用増が大きくなっています。

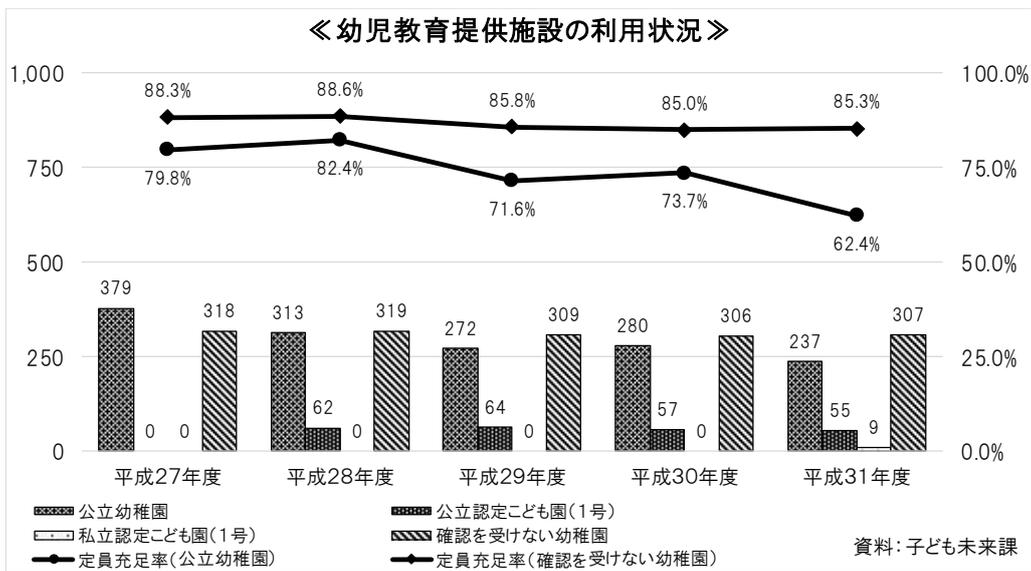
また、待機児童数を見ると、毎年4月1日現在は5人程度でほぼ横ばいの状況です。一方、10月1日現在では10人から20人程度で、やや減少傾向となっています。



④幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況

市内の幼児教育提供施設の設置状況としては、現在、公立幼稚園が4園、公立認定こども園が1園、私立認定こども園が1園、確認を受けない幼稚園が1園の計7施設が運営されています。施設の設置状況については、平成27年当時は公立幼稚園が5園と確認を受けない幼稚園が1園となっていたのですが、平成28年度に公立幼稚園1園が認定こども園に、平成31年度から私立保育所1園が認定こども園に移行したことで、現在の提供体制となっています。

利用状況を見ると、確認を受けない幼稚園については、利用児童数は310人前後、定員充足率は85%以上を維持し、ほぼ横ばいで推移しています。一方、公立幼稚園をみると、現在の4園体制となった平成28年から比較しても、利用児童数は313人から237人へ76人の減、定員充足率も82.4%から62.4%へ大きく低下しています。



2. 地域子ども・子育て支援事業

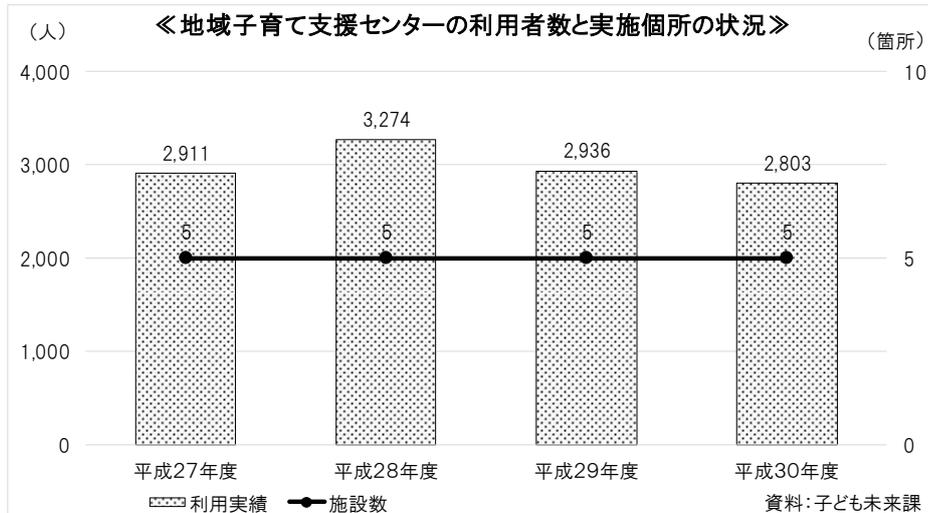
①地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

主に未就園児を対象に、親子の相互交流や遊びの場を提供するとともに、子育てに関する相談を行う場所として活用されています。

平成31年4月1日現在で、市の総合保健福祉センターにある「あいあいっこ」のほか、市内の保育所及び認定こども園で4箇所が運営され、5箇所の施設で事業を行っています。

この間、大きな変動はありませんが、利用者数はやや減少傾向となっています。

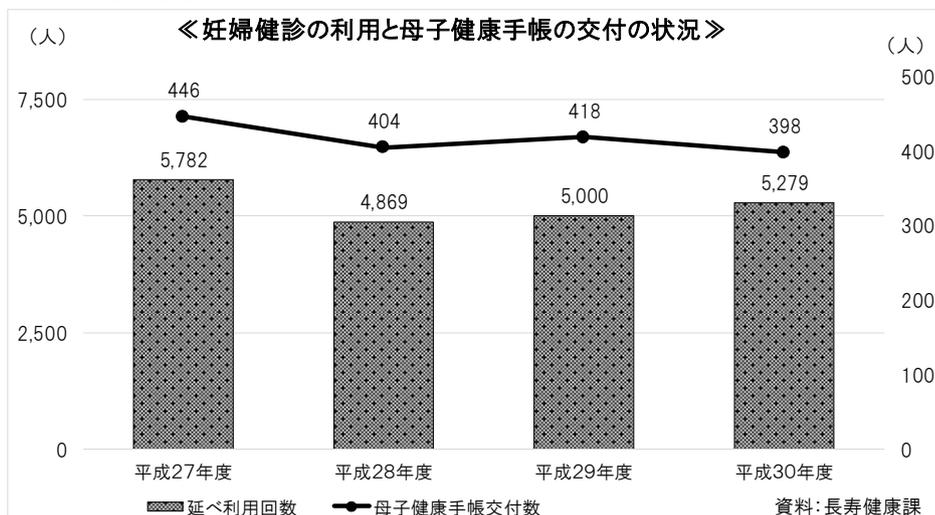


②妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計則、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠中の健康診査に係る費用について、最大14回分の助成を行っています。

母子健康手帳の交付枚数は、やや減少傾向にありますが、妊婦検診の利用実績はほぼ横ばいに近い水準で推移しています。

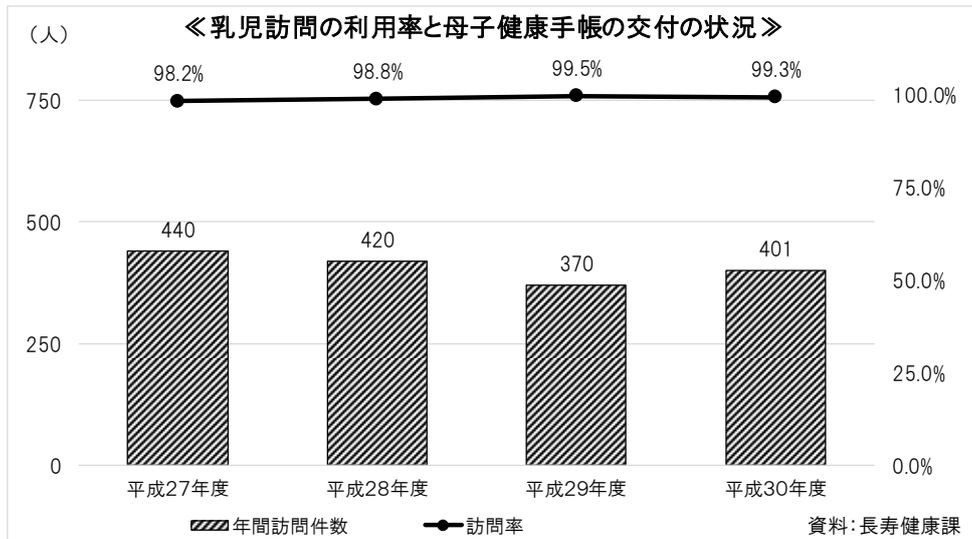


③乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

生後4か月までのお子さんのいる家庭に、保健師・助産師・母子保健推進員などの専門職が訪問し、育児に関する様々な相談に応じることで、乳児を育てる家庭の不安解消を図るとともに、各家庭の状況把握を行っています。こうした機会に把握した情報について、各支援担当部署との間で連携を図り、適切な支援の提供に努めています。

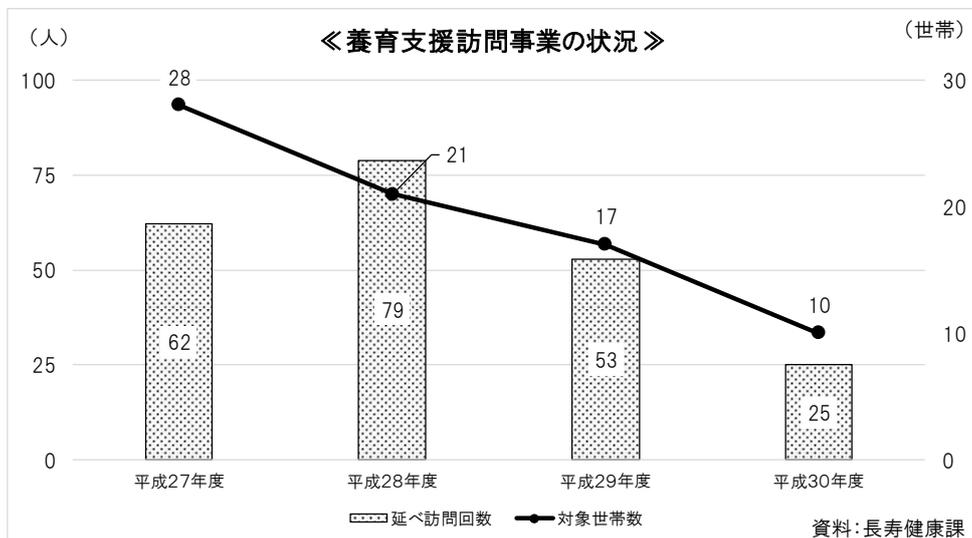
実績値の推移をみると、訪問件数はやや減少傾向にあります。訪問率は99%前後で推移しています。



④養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

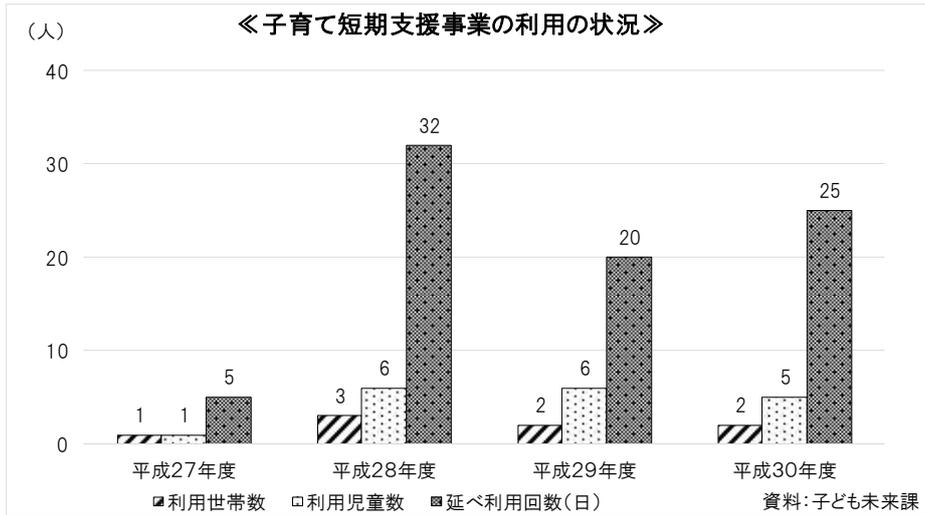
児童の養育に関し、支援が必要であるにもかかわらず、積極的に支援を求めることの難しい家庭に対し、保健師などの専門職が訪問し、各家庭の課題解消に向けた支援を行っています。



⑤子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

保護者の病気や仕事、育児不安の解消など様々な理由により、一時的な家庭での保育困難となった際に、児童養護施設などで預かるショートステイを行っています。現在、市内には受け入れ施設が無いため、市外の施設8箇所に委託を行い、事業を実施しています。

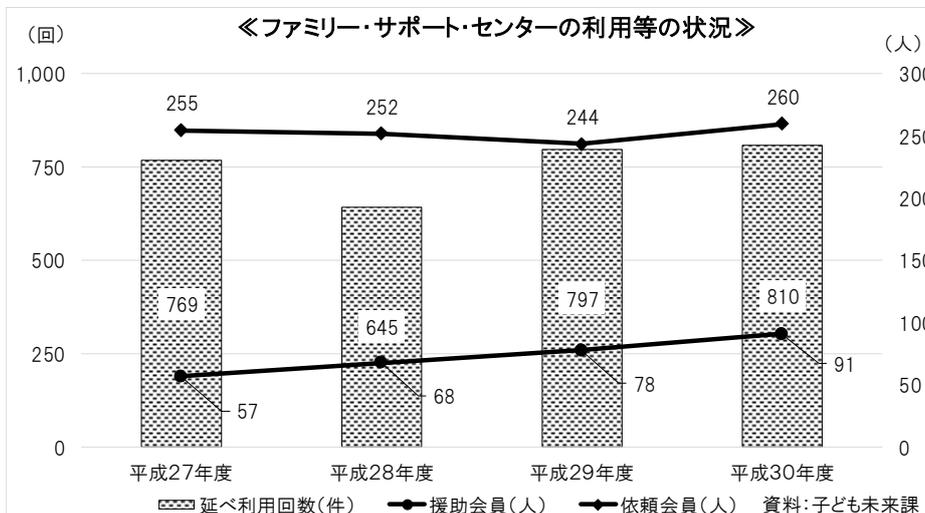


⑥ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

保育所、幼稚園などの送迎や、施設の利用時間外での預かりなど、日常的な子育て支援を行うため、ファミリー・サポート・センターを設置しています。

サービスの利用状況は、概ね横ばいとなっていますが、他市に比べると非常に多くの利用がなされています。一方、サービスを利用する利用会員は、250人前後で概ね横ばいの傾向となっており、サービスを提供する援助会員は年々増加傾向となっています。

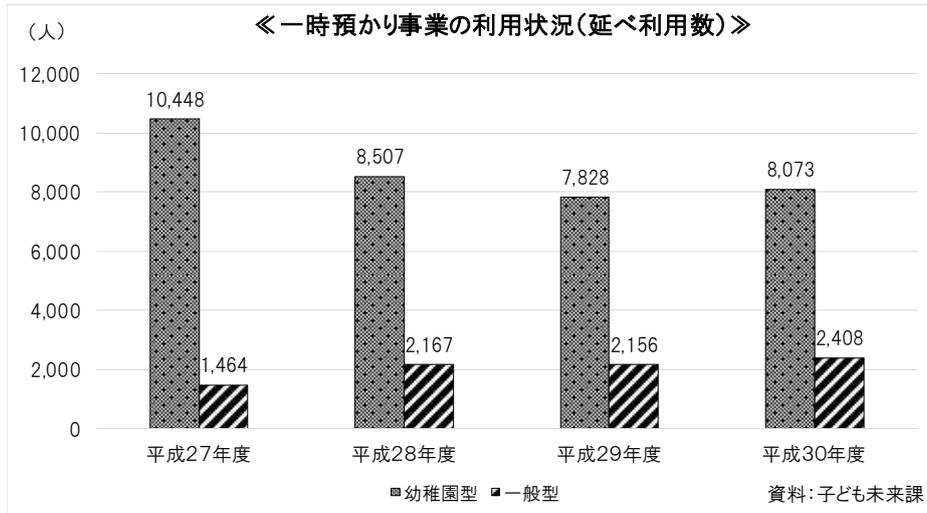


⑦一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園や認定こども園（教育利用）を利用している児童が、家庭での保育が一時的に困難になる場合に、通園する施設で一時的な預かりを行う「幼稚園型」については、現在、確認を受けない幼稚園と認定こども園において実施しており、利用実績は減少傾向にあります。

また、普段、利用していない施設を利用する「一般型」については、私立保育所2園とファミリー・サポート・センターで実施しており、利用実績は増加傾向にあります。

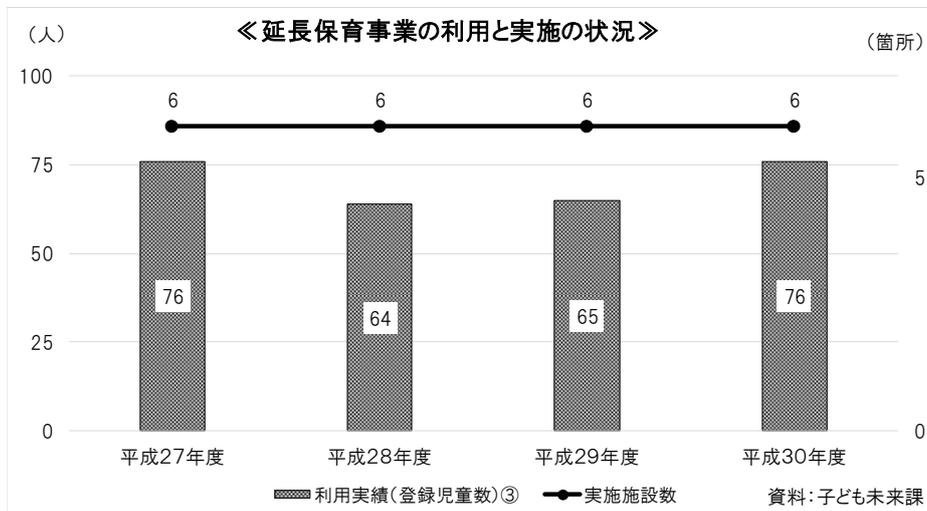


⑧延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

保育所や認定こども園（保育利用）を利用する児童が、保育標準時間を超えて保育の提供を受ける事業で、現在、公立施設2箇所、私立施設4箇所の計6箇所で実施しています。

実施施設数、利用児童数ともに、大きな変化はみられません。

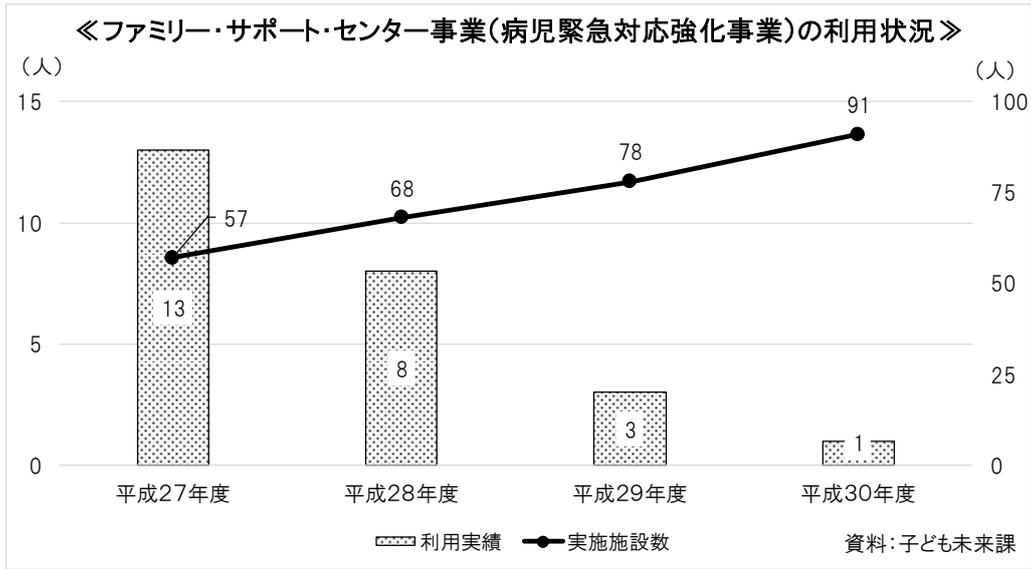


⑨病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在、本市では病児・病後児保育事業は実施できていないため、ファミリー・サポート・センターの病児緊急対応強化事業が利用できる制度となっています。

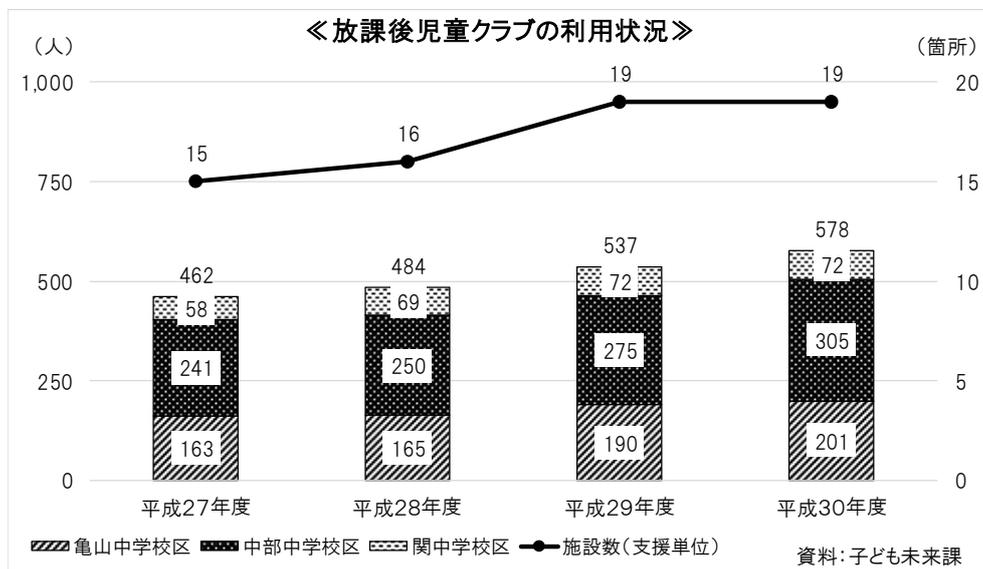
サービスを提供する援助会員数は増加傾向にあります。事業の利用は減少が続いています。



⑩放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

保護者が就労等で家庭にいない児童が放課後の遊びや生活の場となる放課後児童クラブについては、年々利用者が増加傾向にあり、その対応を図るため、施設数も増加しています。



第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市では、平成17年度からの「亀山市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画）」における基本理念「子育て交流のまち かめやま」を大切に引き継ぎ、長年にわたり積み重ねてきました。

そうした中、子育てに関わる制度の大きな転機となった平成27年度からの子ども・子育て支援新制度のスタートにあたって策定した、第1期計画において、その考え方を継承しつつ、新たに一人ひとりの子どもに対する視点を加える形で「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」へと見直したところです。

少子化の進展が加速する中で策定する第2期計画においても、子どもや子育ての重要性がより一層高まっています。そうした中、亀山市の財産である「子育てにやさしい」という評価を次代へ引き継いでいく、という考えから、これまで培ってきた基本理念を引き継ぎ、次の基本理念を定めます。

〔基本理念〕

「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」

〔基本理念の考え方〕

保護者による主体的な子育てがしやすくなるよう、地域や行政などの様々な主体が連携しながら子育て世帯を支えるとともに、子育て世帯同士が互いにつながりあうことで、子育て世帯が孤立することのないまち

そうしたまちで、子どもたちは、生きる力を育みながら、心豊かに成長し、それぞれの未来へ向かって、笑顔を輝かせながら羽ばたいていきます

また、「子ども・子育て支援事業計画」との関連の深い「学校教育ビジョン」においては、掲げられている「めざす子ども像」についても、その考え方を共有する意味で、ここに示します。

めざす子どもの姿 希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち

●「希望に輝く」とは・・・

子どもたちが、確かな学力上健やかな身体を基盤にしなが、自分の個性や特性を活かし夢や志を実現させようと前向きに、取り組もうとする姿であり、なかまとかかわり合いながら共に伸びようとする姿です。また、地域や社会の課題等について自分なりの思いをもち、主体的にかかわろうとする姿です。

●「心ゆたかな」とは・・・

子どもたちが、豊かな自然や歴史文化、芸術をはじめ、様々な人や物事等とのかかわりの中で感動する心をもつとともに、優しさや思いやりをもって人とのかかわり、相手の思いに気づき受け止め、自分も相手も大切にしようとする姿です。さらに、多様な立場や考えに触れることで自分の考え方や視野を広げ、互いのよさを生かして協働し、よりよい未来を創ろうとする姿です。

2. 計画の基本的な視点

少子化の進展による人口減少社会へ突入するなど、子どもや子育てを取り巻く環境は、大きな変化の中にあり、これにより、子どもや子育て世帯を支えるために必要な支援も大きく変わろうとしています。

そうした中であって、基本理念の実現に向けて実施する様々な施策を効果的に推進するため、あらゆる施策の実施において意識すべき「横串」となる「基本的な視点」を次のように定めます。

一人ひとりの子どもが大切にされ、健やかに育つ視点

子ども・子育てに関する施策を進める際には、子ども一人ひとりにきちんと向き合い、大切にしなければなりません。このことにより、子ども一人ひとりが尊重され、自己肯定感を持ちながら健やかな成長につながるものです。

すべての親が安心して子育てをする視点

子どもの成長を支える存在の第一は、その子どもの親となります。親は子どもを持って初めて親となるもので、子どもの成長とともに親の成長が進みます。そうした親が本当の意味で親として、親子が揃って成長できるよう、すべての親の子育てを支える意識を持って施策の推進を図ります。

地域や社会が子どもと子育てを支える視点

子どもは未来を創造する原動力であり、地域の宝です。地域の宝がよりよく成長していくためには、親の主体的な子育ては重要ですが、地域全体で子どもだけでなく親の子育てを支えていくことが重要です。

歴史や自然を子育てに活かす視点

本市には、東海道のまちなみやそれに根差した生活とつながる歴史文化、市域のどこからでも見えて自分たちを見守るように存在する鈴鹿山脈の山並みから続く豊かな自然など、魅力的な地域資源にあふれています。この地で豊かな子育てを進められるよう、これらの資源を最大限生かしながら施策の推進を図ります。

子育て世帯に選ばれる視点

人口減少が進む中、持続的な自治体であるためには、人口を維持することが重要です。そのためには、本市が子育て世帯に選ばれることで、自治体としての持続性を高めることができるものです。個々の施策でそれを実現することはできませんが、多様な施策が効果的に進められることで、子育て世帯に選ばれる魅力が高められるよう、各種施策に取り組みます。

3. 基本目標

基本理念の具現化に向けて実施する様々な施策を束ねる大綱であるとともに、副次的な目標としての意味を併せ持つものとして、次の4つの「基本目標」を定めます。

1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち

少子化の進展や子育て世帯の就労環境の変化など、就学前教育・保育に関するニーズの変化が進む中であって、認定こども園を基本とした施設の再編を進めることで、適切かつ持続可能な就学前教育・保育の提供体制の確保を図ります。

また、就学前から小学校、中学校へとつながりのある成長の中のはじまりの時期において、地域資源を活かした亀山らしさのある魅力的な幼児教育・保育を展開するとともに、きめ細かな保育サービスの提供に努めます。

2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

子育て世帯が主体的に子育てを進められるよう、子育て世帯のつながりづくりと子育て世帯の子育て力の強化を図ります。

また、地域や園・学校など、子育てに関わる多様な主体のつながりを強めるとともに、子どもの成長段階のつまずきや、子育て世帯の様々な不安を解消することのできる、子育てを見守り、支えるまちを目指します。

3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

子どもを「貧困の連鎖」から救い出し、明るい未来につなげられるよう、子どもと社会との接点である学校をプラットフォームとして捉え、幅広い支援の充実を図ります。

また、各家庭の経済的な面のみならず、家庭の文化的側面も含めた複合的な課題の解決に向けて、関係機関の協働などで福祉と教育の連携を強化し、子どもの権利を尊重しながら、子どもと保護者に寄り添う支援に努めるとともに、親子が孤立することなく安心して暮らしていけるよう、地域における包括的な支援のネットワーク機能の充実を図ります。

4. 子育ての希望がかなうまち

子どもを持ちたいと願う人たちが、健康的な不安、経済的な負担であきらめることなく、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠前から子育て期までの一貫した支援に努めます。

また、多様な価値観の広まる中、それぞれの望むライフスタイルの下で暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

